

沿岸漁業経営と沿岸漁民の意識

——愛知県知多郡南知多町師崎における調査結果の報告(2)——

依 光 正 哲

I はじめに

我々は、昭和五一年八月三〇日から九月四日までの約一週間に亘って、愛知県知多郡南知多町師崎において「漁家調査」を実施した。この調査の主たる目的は、本稿末尾に再録した調査票の冒頭の「お願い」の文面に示されている如く、「都市化・工業化の社会的影響について」調査することである。今日、全国的に都市化・工業化が進展しているのであるが、このような動向の中で、沿岸漁業の経営や沿岸漁民の生活はどのようにに変化し、どのようにに対応しているのかを、一つの地点を選定し、そこでのサンプル調査を通じて漁業の実態に即して追求することを調査の主要な目的としたのである。

このような問題設定の下で、我々は、最終的には愛知県知多郡南知多町師崎を調査地点として選定したのであるが、この地点の選定について若干検討しておこう。

我々は、調査地点の選定作業を行なうに際し、次の四点をまず設定した。第一に、その地域における経済活動の中で、漁業生産活動が重要な位置を占めていること、第二に、その漁業生産活動のうち、沿岸漁業が主力となっていること、第三に、漁業者の漁業依存度が高いこと、即ち、そこにおける漁業者が漁業専業的な性格を有していること、第四に、大都市から五〇キロメートル圏内に位置する地点であり、何らかの形で大都市の影響を受けている地域であること、以上の四点である。さらに、我々は、次の二点に該当する地点を選定過程で消去した。即ち、第一に、公害等の被害が既にはげしい状態にまでなっている地点、第二に、大規模な地域開発計画が実施段階あるいは計画されつつある地点、あるいはその地点にきわめて近接している地点、という二点に該当する地点を避けることとした。このような二段階の選定作業の結果、南知多町師崎が調査地点として選定されたのである。

ところで、我々の調査の主要目的が「都市化・工業化の社会的影響」であることからすると、前述の選定基準自体が調査の主要目的を忠実に反映していないかの印象を与えるかも知れない。むしろ、工業化・都市化の直接的影響を被った地点を選定すべきであると考えることが可能である。従って、愛知県に限定した場合でも、たとえば、名古屋港・衣浦港・三河港などの港湾及び工業地帯に隣接した漁村こそ調査地点として最適であるとすることも可能であろう。しかしながら、我々はこれらの地点を調査地点とはしなかった。我々は既に触れた如く、何よりも漁業生産活動がその地域の経済活動の中で大きな比重を占め、しかも今後も漁業生産を発展させる必要のある地点を最優先させたのである。そのことの意味するところを一言で表現するならば、我々は「都市化・工業化の社会的影響」をいわば「後向き」に検討しようとしているのではない、ということである。漁業の重要な政策的課題として、沿岸漁業の振

興がとりあげられている現在の状況の下で、工業化・都市化の直接的「被害」を蒙り、漁村として消滅しつつある地点をとりあげることが決して無駄ではない。工業化・都市化が漁業に及ぼす悪影響を指摘することは、いかに陳腐に響き、何ら新たな問題を提起しないとしても、強調しておかねばならないであろう。しかしながら、我々がこのような消滅しつつある漁村を調査対象としなかったのは、そうすることは漁業生産活動が工業化・都市化の影響を受けながらも発展してゆく諸要因をさぐるには、不適合であると判断したからである。漁業・漁村の状況は、「工業化・都市化」から一方的に被害を受けているということだけではなく、漁業生産を支える生産用具・機器、生産物の処理・流通などの点で漁業以外の諸部門と関連し、しかも漁業生産物に対する需要動向とも深く結びついているのである。漁業生産は、漁業内部の諸要因と、漁業からみるならば「外部」である諸要因との間の複雑な相互関係の下で、対応しているのである。⁽²⁾このように考えるならば、さまざまな問題を抱えながらも、漁業生産を維持ないし発展させている地点こそ、調査対象として最適であると考へざるを得ないのである。従って、我々の調査地点の選定は、我々の調査の基本目的からしても適切であったと考へるのである。

師崎で行なった「漁家調査」に関して、我々は既に二つの論稿を発表した。即ち、拙稿「漁村の経済構造に関する一考察——愛知県知多郡南知多町師崎地区を素材として——」『社会学研究（一橋大学研究年報）』、第一五号、昭和五二年（以下において、拙稿「漁村の経済構造」と略す）、および、拙稿「沿岸漁業経営と沿岸漁民の意識——愛知県知多郡南知多町師崎における調査結果の報告（1）——」『人文科学研究（一橋大学研究年報）』、第一七号、昭和五二年（以下において、拙稿「沿岸漁民の意識（1）」と略す）、の二つの論稿である。拙稿「漁村の経済構造」は、我々の実施

した師崎の漁家調査の調査結果を直接扱ったものではなく、調査のための予備調査および本調査の際に我々が収集した諸資料をもとに、調査地点である師崎の経済構造、漁業生産の状態などを明らかにしたものである。他方、拙稿「沿岸漁民の意識(1)」は、我々の実施したサンプル調査そのものの調査結果の集計・分析を意図した中間報告であり、調査サンプルと母集団との関係の検討、調査結果の集計、サンプル世帯の営む漁業経営の実態などについて論じたものである。ところが、この拙稿「沿岸漁民の意識(1)」はきわめて短期日のうちに作成されたために、調査によって明らかとなった多くの論点を別稿に譲らざるをえなかった。本稿は、拙稿「沿岸漁民の意識(1)」を補充する性格を有しており、前稿で触れることのできなかつた論点を主としてとりあげることとする。

ところで、この師崎における漁家調査に参加した一橋大学社会学部依光ゼミナールの学生諸君は、この調査の結果を分析し、一冊の報告書を完成させた。一橋大学社会学部 依光ゼミナール編『漁村の社会・経済状態に関する調査報告書——愛知県知多郡南知多町師崎——』、昭和五二年(以下において、依光ゼミナール編『漁村の調査報告書』と略す)がそれである。この報告書は、発行部数が限られているために、一般に入手することは困難であるが、師崎における漁業の実態を包括的に把握すると共に、師崎における漁業の問題点をほぼ網羅しており、個々の論述には不十分な点が残されているが、全体として、この報告書を評価するならば、漁村を多角的に扱ったものとして一つの成果であると考えられる。そこで、この報告書の目次および執筆者を示しておこう。

依光ゼミナール編『漁村の社会・経済状態に関する調査報告書』目次
はじめに

第1章	師崎の概観	富田 順子
第2章	師崎の漁業	
第1節	複合操業を主体とする師崎漁業	田沼 雅夫
第2節	師崎における漁業経営の実態	林 大樹
第3節	パッチ網漁業と船曳き網漁業について	市村 昇
第4節	共同経営	水澤 秀樹
第5節	生産量変化の内部要因	齋藤三紀雄
第6節	師崎におけるあとつぎ問題の概観	亀岡 信雄
第3章	師崎漁業をとりまく環境	
第1節	漁業政策	渡辺 博文
第2節	海の汚染	大西 宏一
第3節	航路の問題	西村 雅夫
第4章	漁民の生活と意識	
第1節	生活様式の変化からみた漁民の生活	中野 充弘
第2節	漁民意識の底流	小黒 俊之
第3節	宅地問題	岩田 修

第4節 漁業と教育……………竹山友美子

第5章 師崎漁業の現状と将来

第1節 師崎漁業のゆくえ……………永田 光

第2節 転機に立つ師崎漁業……………熊谷 圭知

おわりに……………依光 正哲

以上が学生諸君の執筆した報告書の目次である。この報告書は、調査に参加した学生が、調査の終了後、調査票の集計・分析を行なうと同時に、各自の関心に即して文献研究を行なったことの成果であり、報告書としての全体の統一を特に配慮したわけではない。この報告書は、調査報告書という形をとりながらも、ゼミナールにおける教育・研究活動の一つの成果としての性格をも有しているのである。従って、この後者の性格を問題とするならば、履習上の制度としてのゼミナールに所属した学生が、あくまでも正規のゼミナールの活動の一環として、調査に参加させられることに關するさまざまな問題を考えねばならなくなる。即ち、学生個々人の今回の調査とのかかわり方、調査目的に対する学生各自の問題関心の濃淡、報告書を作成するに當っての研究方法など、これらの諸点をどのように調査全体に組み込んでゆけばよいのか、という教育上の基本的問題と直接に関係してくることになる。しかしながら、本稿においては、この点についての検討は行なわない。ここで指摘しておきたいことは、一方において、この学生諸君の執筆した調査報告書が、一つの学問上の成果として評価・批判の対象として存在するということと、他方において、この報告書は大学の教育・研究活動の一環として社会調査を実施した場合の一つのケース・スタディとしての性格

を有している、ということである。

以上の叙述からも明らかにされた如く、師崎の「漁家調査」に関して既に三点の成果が公表されていることになる。本稿は、これらの成果をふまえて、師崎における沿岸漁業経営の実態と沿岸漁民の生活・意識などについて検討しようとするものである。ただし、本稿は、前記の二つの拙稿と接続しているとはいえ、独立の論稿として作成されているために、前記の成果と重複する箇所が出てくることを予めお断りしておきたい。

(1) 昭和五一年度の『漁業白書』は、新たな海洋秩序の形成に対する日本の漁業の対応策として、当面の重要課題として次の五点を挙げている。①領海幅員の一二海里への拡大と二〇〇海里漁業水域の設定、②漁業外交を通しての漁獲実績の確保、③沿岸・沖合漁業の振興、④漁港の整備と漁村の生活環境の改善等の促進による漁民の福祉の向上、⑤水産物の有効利用の促進及び需給・価格の安定策の強化。(『昭和五一年度・漁業白書』、農林統計協会、昭和五二年、八一―一頁。)

(2) 大津昭一郎・酒井俊二の両氏は、高度経済成長に伴って、漁業以外の主として第二次・第三次産業から漁業に対して加えられた諸要請として、①余剰若年労働力の放出、②産業用地の提供、③生産物需要の高級化、多様化、大量化、恒常化、④生産および生活用具の恒常的な他産業依存の増大、という四点を挙げている。(水産庁漁政部企画課『水産経済研究』、第二七号、昭和五二年、一〇―一九頁参照。)

(3) 報告書の作成は当時の三年生が中心となって行なわれたのであるが、調査に参加し、調査結果の集計作業を共同で行ない、報告書が完成するまでの期間に討論を行なった学生諸君は以下のとおりである。

社会学部四年生 小林出、熊谷圭知、村瀬雅宣、村田健一郎、宍戸和子、鈴木洋一、田沼雅夫、渡部弘、社会学部三年生 林大樹、市村昇、岩田修、亀岡信雄、水澤秀樹、永田光、中野充弘、西村雅夫、小黒俊之、大西宏一、斎藤

三紀雄、竹山友美子、富田順子、渡辺博文。

II 師崎における漁業の特色

1 漁業経営体

第1表は、昭和四八年一〇月一日現在調査の『第五次漁業センサス』から、南知多町の漁業経営体階層別経営体数を示したものである。南知多町には八つの漁業協同組合が組織されており、しかも『第五次漁業センサス』は、この八つの漁業協同組合をそれぞれ「漁業地区」として扱っているために、分析上きわめて便利である。第1表に示されている如く、師崎における漁業経営体数は、昭和四八年現在、二二七であり、経営体階層としては、「漁船非使用」層、「無動力船のみ使用」層、および「小型定置網」は皆無であり、動力船使用の漁船漁業と「浅海養殖」とが師崎における漁業の主力となっている。

昭和三五年から昭和四九年までの期間の師崎における経営体階層別経営体数の推移を示したものが第2表である。この一五年間の経営体総数の変化において注目しなければならないことは、第一に、師崎における漁業経営体数は年次によりかなり激しく変化しているが、全体の傾向としては経営体数が増加していることである。全国の漁業経営体数は、昭和三八年に二六七、二一一であったものが、昭和四三年には二五四、一一八と減少し、さらに昭和四八年には二三二、三〇二と減少しつつ、昭和三八年の経営体数を一〇〇・〇とすれば、昭和四八年には八六・九へと大幅に減少しているのである。⁽¹⁾このような全国的傾向と比較してみると、師崎では経営体数が増加傾向を示しており、き

第1表 経営体階層別経営体数 (南知多町)

漁業地区名	経営体総数	漁船非使用	漁 船 使 用										小型定置網	浅海養殖
			無船動の力み	1トントン未満	1-3トントン	3-5トントン	5-10トントン	10-20トントン	20-30トントン	30-50トントン	50-100トントン	100-200トントン		
南知多町	1279	25	2	159	221	107	74	34	30	20	14	3	6	584
豊丘	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	18
大井	97	—	—	7	11	1	2	2	4	—	—	—	1	69
片名	60	—	—	3	2	1	1	—	1	1	—	—	1	50
師崎	227	—	—	11	76	54	6	5	8	3	2	1	—	61
日間賀島	394	1	—	33	65	37	13	13	3	4	2	—	—	223
篠島	215	2	—	66	55	6	2	6	10	11	5	—	—	52
豊浜	173	1	2	33	7	8	50	8	4	1	5	2	1	51
内海	92	21	—	6	5	—	—	—	—	—	—	—	—	60

『第5次漁業センサス』第3報, 第2分冊, 昭和50年, pp. 226-228.

第2表 経営体階層別経営体数の推移 (師崎)

	経営体総数	無動力船のみ	動 力 船 使 用						100トントン以上	浅海養殖
			1トントン未満	1-3トントン	3-5トントン	5-10トントン	10-30トントン	30-100トントン		
昭和35年	222	42	151	14	11	2	2	—	—	
36年	216	19	156	20	16	2	3	—	—	
37年	218	16	157	23	16	3	3	—	—	
38年	185	10	42	97	24	9	—	3	—	
39年	214	8	48	94	30	21	6	3	4	
40年	221	2	48	94	34	20	6	4	13	
41年	232	—	59	100	27	27	6	4	9	
42年	247	—	56	110	36	24	11	3	7	
43年	217	1	32	107	38	14	9	3	13	
44年	248	—	36	116	42	14	9	3	28	
45年	298	—	30	108	55	9	10	3*	83	
46年	296	—	28	69	34	9	10	3*	143	
47年	280	—	13	61	31	7	10	3*	155	
48年	227	—	11	76	54	6	13	5	61	
49年	248	—	13	78	62	11	14	7*	63	

* 50トントン以上

昭和35年から44年までは、東海農政局編『愛知県水産業果年統計書』、愛知県漁連、昭和46年、による。

昭和45年から49年までは、東海農政局『愛知県農林水産統計年報』の各年度版による。

わめて特徴的なことといわねばならない。第二に、第1表においては、師崎の漁業経営体のうち「無動力船のみ」層は皆無であったが、この第2表には、「無動力船のみ」層が消滅してゆく過程が示されている。即ち、「無動力船のみ」層は昭和四〇年頃にほぼ消滅しているのである。第三に、「浅海養殖」層の変動がきわめて激しいことに注目しなければならない。この「浅海養殖」は「のり養殖」と「わかめ養殖」であるが、この「浅海養殖」は沿岸漁業構造改善事業によって師崎に導入された。⁽²⁾そして昭和四七年までは漁船漁業の兼業として順調に伸びてきたのであるが、「浅海養殖」層は四八年には激減している。このことは必ずしも師崎において「浅海養殖」を営む経営体が激減したことを意味するものではないが、師崎における経営体にとって「浅海養殖」の比率が低下していることを意味しており、新たな動向が現われていることになる。第四に、漁船漁業については、大多数の経営体は、一―三トン層、三―五トン層に属しているが、一五年間の変化としては、一トン未満層が消滅方向に向かっており、一―三トン層も減少傾向にあるが、三―五トン層はむしろ増加の傾向にあり、さらに、一〇―三〇トン層にも増加傾向がみられることである。

師崎の経営体の経営形態を『第五次漁業センサス』によって示すと、二二七経営体のうち、二一一が「個人経営」であり、「共同経営」が一四、「会社経営」と「漁業生産組合」が各一、となつて⁽³⁾いる。即ち、個人経営体が圧倒的に多く、師崎の漁業はいわゆる沿岸漁家を主力としていることがわかるのである。

(1) 農林省『第五次漁業センサス総括編、日本の漁業』、農林統計協会、昭和五一年、五六―五七頁。

(2) 愛知県『半島地域沿岸漁業構造改善計画書』、昭和四七年、一三四頁。

(3) 『第五次漁業センサス』第三報、第二分冊、昭和五〇年、二二三―二三四頁。

2 漁船規模

師崎の漁業者が所有している漁船の隻数の変化を規模別に示したものが第3表である。漁船総隻数はこの一五年間

第3表 漁船規模別漁船隻数の推移 (師崎)

	総 隻 数	無 動 力 船	船 外 機 付 船	動 力 船				
				合 計	1 ト ン 未 満	1 — 3 ト ン	3 — 5 ト ン	5 — 10 ト ン
昭和 36 年	224	…	…	224	165	35	18	6
37 年	233	…	…	233	176	32	19	6
38 年	222	19	17	186	40	98	30	12
39 年	205	…	—	205	149	31	17	8
40 年	277	13		264	186	45	25	8
41 年	256	4	2	250	83	106	33	20
42 年	266	—	5	261	81	116	35	20
43 年	272	1	27	244	52	120	40	22
44 年	304	—	45	259	57	126	44	21
45 年	365	—	104	261	48	123	52	23
46 年	373	—	116	257	45	121	54	22
47 年	353	—	110	243	33	118	55	22
48 年	457	8	195	254	23	107	71	25
49 年	493	6	204	283	23	116	85	28

昭和 36 年から 44 年までは、『愛知県水産業累年統計書』による。
昭和 45 年から 49 年までは、『愛知県農林水産統計年報』各年度版による。

第4表 動力船隻数

規 模	隻 数
1 トン未満	34 (10.4)
1—3 トン	128 (39.2)
3—5 トン	97 (29.8)
5—10 トン	28 (8.6)
10—15 トン	26 (8.0)
15—20 トン	13 (4.0)
合 計	326(100.0)

に二・二倍に増加している。しかしながら、この総隻数の増加は、「船外機付船」の増加によるところが大きいであり、動力船自体はそれ程めざましい増加を示してはいない。そして、師崎における動力船規模の上限は二〇トンであり、二〇トンを越える規模の動力船はないことに注意しておかねばならない。

動力船を規模別にみると、一トン未満の動力船のみが減少傾向にあり、その他の規模の動力船は増加しており、特に三—五トン、一〇—二〇トンの規模の動力船の増加には著るしいものがある。

そして、昭和五一年

第5表 動力船の進水年次(師崎)

進水年次	動力船規模						合計
	1ト ン未 滿	1 — 3ト ン	3 — 5ト ン	5 — 10ト ン	10 — 15ト ン	15 — 20ト ン	
昭和34年	1	0	1	0	0	0	2
35年	2	0	1	0	0	0	3
36年	4	1	2	2	0	1	10
37年	6	2	0	3	0	2	13
38年	1	1	1	1	0	0	4
39年	3	3	3	3	0	2	14
40年	2	1	4	1	0	0	8
41年	5	7	4	1	3	0	20
42年	0	11	2	1	0	0	14
43年	0	10	9	1	3	0	23
44年	2	7	8	2	2	1	22
45年	1	12	10	1	1	0	25
46年	4	4	15	2	1	2	28
47年	0	18	5	2	2	4	31
48年	1	11	12	5	4	0	33
49年	2	14	12	0	2	0	30
50年	0	13	5	2	3	0	23
51年	0	13	3	1	5	1	23
合計	34	128	97	28	26	13	326

ら五一年八月までは七六隻、二三・三%となっており、かなり老朽化した漁船もあるが、新らしい漁船が次々に建造・購入されていることがわかるのである。これを規模別にみると、四九年から五一年にかけて進水した漁船七六隻のうち、一—三トン層が四〇隻、三—五トンが二〇隻、一〇—一五トンが一〇隻となっているが、規模別漁船の隻数と対比した場合には、一〇—一五トン層に新造船が多いことになる。このことは、師崎漁業の将来を考える場合の一

八月現在の師崎漁業協同組合の資料『登録漁船』を整理したのが、第4表・第5表である。第4表からも明らか如く、師崎において保有されている動力船の主力は一—三トン、三—五トンである。この師崎において所有されている動力船を進水年次別に示したものが第5表である。この第5表によれば、昭和三四年から三八年にかけて進水した漁船は三二隻で全漁船の九・八パーセント、昭和三九年から四三年までは七九隻、二四・三%、昭和四四年から四八年までは一三九隻、四二・七%、昭和四九年か

つの素材となろう。⁽²⁾そして、船質では、鋼船が一〇—一五トンに三隻、一五—二〇トンに四隻あるのみで、あとはすべて木船かFRP船となっている。⁽³⁾

(1) 拙稿「漁村の経済構造」、一六九頁参照。

(2) 依光ゼミナル編『漁村の調査報告書』の中では、「網漁業は若い世代に営むものが多く、彼らは一般に規模の大きい船を使用する傾向にある。一五歳—二九歳の若い漁民が、動力船の中心である一トン—五トン層を所有せず、それ以上の階層に位置することは注目に値しよう」(同上書、二三頁)と指摘されている。

(3) 師崎漁協『登録漁船』による。なお、愛知県においては、「漁船の大型化・高馬力化が進み、また漁船装備の近代化も急速に進みつつある。……この他、漁船のFRP化傾向も拡大している。」(愛知県『第二次沿岸漁業構造改善補足整備事業調査報告書』、昭和五二年、一五頁。)

3 師崎で営まれている漁業種類

南知多町の漁業経営体が営んだ漁業種類別経営体数を示したものが第6表である。『第五次漁業センサス』によれば、師崎の経営体が営んでいる漁業種類では、「釣」が最も多く、師崎の漁業経営体総数の半数以上が、「釣」を営んでいる。「のり養殖」、「わかめ養殖」を営む経営体もそれぞれ九〇以上を数えている。そして、「刺網」を営む経営体は三八、「船びき網」は、一九経営体によって営まれ、「小型底びき網」、「採貝草」を営なむ経営体は一一、となっており、少数である。従って、師崎においては、「漁船漁業」を主体としながら、「浅海養殖」を営んでいることがわかるのである。

第6表 営んだ漁業種類別経営体数 (南知多町)

	南知多町計	豊丘	大井	片名	師崎	日間賀島	篠島	豊浜	内海
経営体数	1279	21	97	60	227	394	215	173	92
沖合底びき網	2	—	—	—	—	—	—	2	—
小型底びき網	225	—	32	—	10	92	18	73	—
その他の底びき網	4	—	4	—	—	—	—	—	—
あぐり網	17	—	—	—	—	—	5	12	—
その他のまき網	8	—	6	—	—	2	—	—	—
刺網	206	3	27	24	38	43	33	38	—
釣	388	—	19	9	126	138	50	15	31
はえなわ	33	—	—	6	—	24	1	2	—
パッピキ	9	—	—	—	3	3	3	—	—
船びき	99	—	5	2	19	23	35	15	—
小型定置	40	9	5	6	—	1	—	13	6
小探採	32	—	—	4	10	3	—	14	1
探採	101	—	3	4	1	39	—	33	21
その他の漁業	200	7	2	10	6	73	73	29	—
のり養殖	685	18	71	41	94	250	79	72	60
わかめ養殖	183	—	—	15	96	37	12	23	—

『第5次漁業センサス』第3報, 第2分冊, 昭和50年, pp. 234-237.

している漁業種類は「パッチ網」と「船曳網」であり、他の漁業種類では生産量が減少している。

昭和四八年から五〇年までの三年間の師崎における漁業種類別の着業数・生産量・生産額を示したものが第7表である。

この三年間における着業数の変化として注目しておかねばならないことは、着業数が増加している漁業種類と、現状維持ないし減少している漁業種類の二つがあることである。前者の典型は、「船曳網」と「一本釣」であり、後者の典型は、「刺網」と「のり養殖」である。生産額をみると、師崎全体ではこの三年間増加している。生産額で増加している漁業種類は「パッチ網」と「船曳網」および「遊船」であり、他の漁業種類は、生産額が低下傾向にある。生産量の面では、師崎全体では三年間に微増しているが、「漁船漁業」の増加と「養殖」の減少という状態にあり、「漁船漁業」の中では、生産量を伸ば

第7表 漁獲量および漁獲金額 (師崎)

漁業種類	昭和48年			昭和49年			昭和50年		
	着業数	生産量	生産額	着業数	生産量	生産額	着業数	生産量	生産額
バッチ網	4統	5,443トン	163,290千円	4統	5,585トン	203,819千円	4統	6,064トン	253,721千円
船曳網	18統	2,449	278,175	22統	2,715	279,507	27統	3,303	638,378
底曳網	9隻	37	14,790	9隻	29	17,113	7隻	27	16,271
刺網	40	254	145,515	35	237	138,141	27	173	125,166
一本釣	159	261	89,259	174	217	288,596	180	206	232,149
採貝草	14	620	49,632	12	515	46,365	11	422	42,234
その他	20	163	36,358	17	64	30,137	15	63	25,138
遊船	105	210	105,330	114	220	132,270	118	226	158,563
小計		9,437	882,349		9,582	1,135,948		10,484	1,491,620
のり養殖	150	847	376,858	137	877	257,383	112	638	196,829
わかめ養殖	140	893	73,933	143	932	80,016	147	634	52,401
小計		1,740	450,791		1,809	337,399		1,272	249,230
合計		11,177	1,333,140		11,391	1,473,347		11,756	1,740,850

師崎漁業協同組合調べ

第8表 漁業種類と漁船規模

漁業種類	漁 船 規 模				合 計
	0 3 ト ン	3 5 ト ン	5 10 ト ン	10 20 ト ン	
一本釣	126	37	—	—	163
刺網	8	33	21	30	92
採貝	8	15	—	—	23
運搬	17	1	—	—	18
底びき	—	4	6	—	10
その他	2	3	1	—	6
	1	1	—	5	7

師崎漁業協同組合調べ

て、一隻当りの年間水揚金額、平均出漁日数等を昭和五〇年について示したものが第9表である。当然のことながら、漁船規模が拡大するに従って、乗組員数が多くなり、また、年間水揚金額も高くなっている。

師崎における漁業経営体は、単一操業の場合と複合操業の場合がある。少し古い調査結果であるが、昭和四六年の師崎における操業状態を示したものが第10表である。この第10表によれば、昭和四六年現在の二九六経営体のうち、単一操業の経営体数は一四一で全体の四七・六％に当り、残りの一五五

ところで、昭和五〇年の師崎漁業協同組合の資料によれば、それぞれの漁業種類に使用されている漁船規模別隻数は第8表のとおりである。「一本釣」に使用されている漁船は五トン未満であり、主力は三トン未満である。「船曳網」が師崎における漁業において最大規模の漁船を使用している。そして

第9表 漁船規模別の経営状態 (昭和50年: 師崎)

漁船階層	隻数	平均乗員数	経営体数	主要漁業種類	1隻当り年間水揚金額 (千円)			年間平均出漁日数
					最高	最低	平均	
船外機船	240	1	56	養殖漁業	6,000	300	1,300	120
0~1トン	33	1	14	採貝草、一本釣	2,000	500	900	120
1~3トン	129	1~2	84	一本釣、刺網	6,000	1,300	2,000	170
3~5トン	95	2~3	77	刺網、小型底びき	7,000	2,000	4,000	160
5~10トン	27	3~4	14	しらす船曳網	15,000	7,000	10,000	150
10トン以上	35	3~6	24	しらす船曳網、パッチ	30,000	10,000	20,000	150~180

師崎漁業協同組合調べ

第 10 表 師崎における漁業経営体の操業状況

		出漁日数別経営体数					専業別個人経営体数				
		総 数	30 日 以下	90 日 以下	150 日 以下	200 日 以下	250 日 以上	総 数	漁 業 の み	漁 業 が 主	漁 業 が 従
計	総 数	296	11	96	95	94	280	86	125	69	
	単 一 操 業	141	11	87	34	9	129	15	49	65	
	複 合 操 業	155		9	61	85	151	71	76	4	
るもの 小網を主とす 小型底びき	計	14		2	6	6	14	7	7		
	小型底曳網のみ	2		2			2		2		
	従となる漁業	のり養殖業	4			1	3	4	2	2	
		その他の漁業	8			5	3	8	5	3	
るもの 刺網を主とす	計	22		2	11	9	21	6	15		
	刺 網 の み	7			6	1	6	1	5		
	従となる漁業	釣・はえなわ	3			2	1	3		3	
		のり養殖業	3				3	3	2	1	
		その他の漁業	9		2	3	4	9	3	6	
るもの 釣・はえなわを主とする	計	89	2	12	54	21	89	29	53	7	
	釣・はえなわのみ	35	2	8	20	5	35	8	23	4	
	従となる漁業	採貝・採草	5		1	3	1	5	2	2	1
		のり養殖業	4			3	1	4		4	
		その他の漁業	45		3	28	14	45	19	24	2
るもの 船びき網を主とする	計	16	6		5	5	6	5	1		
	船 び き 網 の み	11	6		4	1	1	1			
	従となる漁業	釣・はえなわ	2			1	1	2	2		
		のり養殖業	2				2	2	1	1	
		その他の漁業	1				1	1	1		
るもの 採貝・採草を主とする	計	6		1	5		6	4	2		
	採貝・採草のみ	2			2		2	2			
	従となる漁業	のり養殖業	1			1		1	1		
		その他の漁業	3		1	2		3	1	2	
るもの のり養殖業を主とする	計	139		77	14	48	136	34	44	58	
	のり養殖業のみ	78		77	1		78	2	18	58	
	従となる漁業	刺 網	21			4	17	19	9	10	
		釣・はえなわ	35			7	28	34	20	14	
るもの その他の漁業を主とする	採貝・採草	5			2	3	5	3	2		
	計	10	3	2	5		8	1	3	4	
	単 一 操 業	6	3		3		5	1	1	3	
	複 合 操 業	4		2	2		3	2	1		

沿岸漁業経営と沿岸漁民の意識

東海農政局統計調査部『地域漁業経営構造分析のための漁業経営体の漁業操業類型別統計（愛知県）』、昭和 47 年、pp.48-49.

経営体は複合操業を行なっている。単一操業の経営体の場合、「のり養殖」の単一操業が七八経営体と数の上では多のであるが、「のり養殖」単一操業の場合の専兼別をみてみると、約七五％の経営体が「漁業が従」となっている。漁業種類別にみて単一操業の経営体の多いのは「船びき網」である。そして、この「船びき網」では、個人経営体数が少ないことも、第10表から読みとることができる。

さらに、第10表から、師崎の漁業経営体の出漁日数がかなり多いことがわかる。なかでも、複合操業の経営体の場合に出漁日数が多くなり、しかも、「漁業が従」という個人経営体はきわめて少数となっている。従って、師崎においては、「複合操業」がきわめて重要な位置を占めているのである。

III 師崎における実態調査とサンプル世帯

1 実態調査

前節において示したような特色を師崎の漁業は有しているのであるが、我々は師崎の漁業の実態、漁民の生活・意識についての実態調査を実施した。この調査の主旨については、本稿「I はじめに」において既にふれ、調査の実施に関することについては、拙稿「漁村の経済構造」の「II 実態調査について」で触れた。そこで、ここでは、我々の実態調査全体について要約しておこう。

①〔調査地点〕 愛知県知多郡南知多町師崎

②〔調査期間〕 昭和五一年八月三〇日―九月四日

③〔調査方法〕 調査票に従がい、調査員が調査対象者と面接し、調査員が記入

④〔調査対象者〕 師崎漁業協同組合の正組合員であり、世帯主である漁民を母集団とし、この中から九二名を無作為に抽出

⑤〔面接実績〕 九二名のうち八九名（回収率九七％）。テープ録音を許可されたサンプル数八〇。

このように、実態調査自体はきわめて順調に行なわれたのであるが、これはもっぱらサンプルとなった師崎漁民の好意によるものであり、改めて感謝する次第である。なお、我々の調査に対し、多くの方々から資料を提供していただいた。⁽¹⁾また、この調査の立案段階から絶えず協力・助言を惜まなかった電力中央研究所経済研究所の三辺夏雄、熊倉修、斉藤雄志の三氏に厚く感謝する次第である。

(1) 我々の調査にとって必要な資料を提供して下さった関係機関の方々を記し謝意を表したい。師崎漁業協同組合の石川重久組合長、田中二郎氏、大場九穂氏、鈴木友治氏、愛知県農林部水産課の方々、とりわけ高木典生氏、三浦康弘氏、荒井尙矣氏、愛知県企画部企画課、愛知県商工部工業振興課、南知多町企画課の石黒重明氏、愛知県漁業協同組合連合会、伊勢湾海難防止協会。なお、データの集計・計算については、一橋大学産業経営研究施設の計算機室および東京大学大型電子計算機センターを利用した。

2 サンプル世帯の家族

既に触れた如く、我々は九二のサンプルとの面接を予定していたが、八九のサンプルと面接しえた。調査不能は三サンプルであり、その理由は拒否二、病氣一、であった。以下の分析においては、八九サンプルを基礎とする。

沿岸漁業経営と沿岸漁民の意識

第11表 世帯員の年齢

	総数	世帯主	世帯員		
			小計	男	女
0—14 歳	119	—	119	54	65
15—29 歳	86	2	84	48	36
30—39 歳	68	20	48	14	34
40—49 歳	59	28	31	6	25
50—64 歳	59	28	31	2	29
65 歳以上	36	10	26	8	18
年齢不詳	5	1	4	—	4
合計	432	89	343	132	211

第12表

世帯員人数	サンプル数
2人	2 (2.25)
3人	15(16.85)
4人	25(28.09)
5人	20(22.47)
6人	13(14.61)
7人	9(10.11)
8人	3 (3.37)
9人	2 (2.25)

査時点が異なっていることに留意しておかねばならない。

次に、サンプル世帯を続柄によって類型化すると、一一の型に分類できた。

この図は 〇 が夫婦、 ○ は夫婦の一方が欠けていること、



は兄弟関係、を示しており、



は兄弟が三人という

第13表 全国の世帯人員

世帯員人数	普通世帯数 (1000世帯)	割合 %
総数	26,856	100.0
1人	2,888	10.8
2人	4,152	15.5
3人	5,291	19.7
4人	6,853	25.5
5人	3,875	14.4
6人	2,258	8.4
7人	966	3.6
8人	377	1.4
9人	130	0.5
10人	44	0.2
11人以上	24	0.1

総理府『日本の人口』, 昭和50年, p.193.

差がない。⁽¹⁾

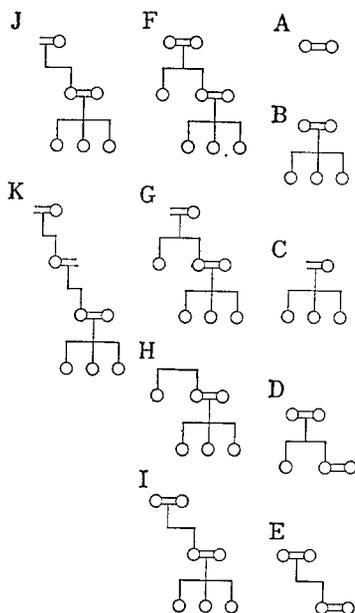
このサンプルの世帯員数を世帯員数規模別に示したものが第12表である。

そして、全国の世帯人員別普通世帯数を示したものが第13表である。第12表と第13表とを対比させると、師崎のサンプルの方が、全国の世帯人員規模よりも大きくなっていることがわかる。ただし、第13表は昭和四五年の『国勢調査』によるものであり、第12表は昭和五一年の調査結果であるので、調

調査票のフェースシートにあらわれた世帯主および世帯員の年齢は第11表の如くである。このサンプル世帯の世帯員の年齢分布は、『第五次漁業センサス』にあらわれた年齢別漁業世帯員数の分布と大

ことを意味しているわけではない。

師崎における世帯が、他出者を除いて、それぞれの類型にどのように分かれているのかを示すと第14表の如くなる。
この第14表によれば、A・B・Cの類型が圧倒的に多い。即ち、「核家族」の形態をとる世帯が全サンプルの約六〇%にもなっている。しかし、いわゆる直系家族に属する世帯も三六サンプルになっている。このことは、「核家族」



類 型	サ ン プ ル 数
A	2
B	50
C	1
D	4
E	1
F	8
G	1
H	1
I	11
J	8
K	2

をとる世帯が多いにもかかわらず、「直系家族」の形態が強く残存していることを示していることになる。むしろ、「あととり」以外の子どもは結婚すると「新屋」として独立し、核家族を形成するのではあるが、師崎の「核家族」は、「直系家族」と対立的な「核家族」ではなく、「直系家族」から派生した「核家族」として把握した方がよいのではないか。さらに、本来ならば、「あととり」として漁業を継ぎ、直系家族を形成するはずのもの、子どもの他出によって「核家族」の形をとっている場合もみられ、たしかに「核家族」の数は多いのであるが、師崎における家族の形態は基本的には直系家族的であるといえよう。

(1) 農林省農林経済局統計情報部『第五次漁業センサス』、第三報、第二分冊、昭和五〇年、二四八―二五一頁参照。

3 漁業とのかかわり

我々がサンプルを抽出する際に設けた基準は、漁業就業者であり、師崎漁業協同組合の正組合員であり、かつ世帯主である、ということであった。従って、調査時点において、「脱漁」となっていた一サンプルをのぞき、八八サンプルは、現に漁業に就業していたのである。

八九サンプルに含まれる世帯員数は、第11表に示された如く、世帯主を除いて、三四三名であった。この三四三名の「職業」をみてみると、「通学」九一名、「主婦専業」八八名、「漁業」五一名、「その他」四七名、「会社員」二三名、「無職」二二名、「パート・内職」一三名、「その他の自営」八名、となっている。ここで注目すべきことは、世帯員のうち一五歳以上の者が二二四名であり、そのうち、「会社員」は二三名にすぎず、「漁業」が五一名となっていることである。「漁業」就業者五一名のうちに二名の女子が含まれているので、これを除くと、「漁業」に就業している一五歳以上の男子は四九名となる。従って、サンプル世帯のいわゆる男子労働力人口の六三％に当る四九名が「漁業」に就業していることになる。このことは、少なくとも男子が師崎にとどまる限り、最大の就業先は漁業ということになり、師崎においては他の就業先はきわめて少ないことになる。次に、サンプルの漁業就業形態をみることにする。まず、「漁業を営んでいる」サンプル数は七九であり、「漁業やとわれ」のみに従事している世帯は一〇サンプルである。後者の「漁業やとわれのみ」のサンプルの中には、世帯主が脱漁し、他の世帯員が「漁業やとわれ」のみに従事しているケースが一つある。このサンプルを以下においては、「漁業やとわれのみ」の中に含めることとする。

さて、「漁業やとわれ」について若干ここで触れておこう。師崎においては、「漁業自営」（共同経営を含む）のみの場合と、「漁業自営」と「漁業やとわれ」を兼ねる場合と、「漁業やとわれ」のみの場合との三つが考えられる。すでにふれた如く、「漁業やとわれ」のみは一〇サンプルであるが、「漁業自営」と「漁業やとわれ」との組み合わせには、大別して二つのケースが存在する。一つは、世帯主自らが自営のほかに「漁業やとわれ」に従事する場合であり、他の一つは、世帯主は自営のみであり、他の世帯員が「漁業やとわれ」に従事する場合である。前者の場合には、「自営」と「やとわれ」の比率が重要となり、後者の場合には、自営を行なっている世帯主が「やとわれ」に出る世帯員を今後どのように自分の営む漁業にひきつけるのか、などが問題となる。ただ、我々の調査では、この一つの世帯内での自営兼やとわれ、というケースがあまり多くないので、ここで一般化するまでには至っていない。にもかかわらず、師崎における「やとわれ」は「自営」が背景になければ恐らく成立しえない性格のものと思われる。（勿論、「やとわれ」のみのサンプルが全サンプル中一割強を占めているのであるから、自営漁業と「やとわれ」の抱き合わせによつてのみ「やとわれ」が成立しうると断言することはできない。）

漁業種類	人数
網ごす網	8
パッチ網	2
いからし刺	18
合計	1
	29

この第15表では、一人の従事者が複数の漁業種類に「やとわれ」している場合にはダブルカウントしてある。師崎における「漁業やとわれ」は「しらす船曳網」と「パッチ網」にほとんど集中していることがわかる。第9表に示した「主要漁業種類」と「平均乗組員」数から、一〇トン以上の漁船を使用する「パッチ網」「しらす船曳網」の平均乗組

第16表 動力船

規 模	隻数
0—1 トン	2
1—3 トン	33
3—5 トン	32
5—10 トン	7
10—15 トン	9
15—20 トン	7
合 計	90

第17表 漁船

動力船隻数	サンプル数
0—0	14
0—1	22
0—2	6
0—3	1
1—1	37
1—2	5
1—3	1
2—1	2
3—1	1

員数が三—六名となっており、この場合、「漁業やとわれ」によって労働力を確保していることになる。

次に、八九サンプルが所有している船外機付船および動力船について検討して

みよう。全サンプルによって所有されている漁船隻数は、船外機付船五一隻、動力船九〇隻である。この九〇隻の動力船を規模別に示したものが第16表である。そして、それぞれのサンプルが、船外機付船と動力船とをどのように組み合わせるで所有しているのかを示したものが第17表である。船外機付船、動力船のいずれも所有していないサンプルは一四であり、このうち一〇サンプルは「漁業やとわれ」のみであるため当然のことながら「漁船」を所有していないが、残りの四サンプルは漁業を営みながら漁船を所有していないことになる。しかし、この四サンプルは「漁船非使用」の経営体ではなく、いずれも共同経営によって漁業を営んでおり、その共同経営体は「漁船」を所有している。第17表によれば、「動力船」を所有しているサンプルは七五サンプルになり、そのうちの六二サンプルが「動力船」一隻所有ということになる。また、四六サンプルにおいて、「動力船」と「船外機付船」との両方が所有されており、ここにも「漁船漁業」と「海面養殖」との複合経営の状態が反映されている。

IV 漁業経営の動向

1 営んでいる漁業種類

我々の調査した八九サンプルのうち、「漁業を営んでいる」サンプルは七九であった。この七九サンプルが営んでいる「漁業種類」については、拙稿「沿岸漁民の意識(1)」および依光ゼミナル編『漁村の調査報告書』の第2章第1節「複合操業を主体とする師崎漁業」、同第2節「師崎における漁業経営の実態」において分析されている。そこで、本節では今後の論述にとって最低限必要な事実のみを記することとする。

師崎ではさまざまな漁業種類が営まれているが、漁業種類別による漁業種類を営んでいるサンプル数を示したものが第18表である。七九サンプルが営んでいる漁業種類の累計は二〇三に達し、多くのサンプルが複数の漁業種類を営む「複合経営」を行なっていることがわかる。そして、その漁業種類を営むサンプル数が最も多い漁業種類は「一木釣」であり、次に多いのが、「わかめ養殖」「のり養殖」「遊漁」となっている。我々の調査では、「バッチ網」と「はえなわ」を営むサンプルがなかったが、師崎においては「バッチ網」の許可は八件ある。⁽¹⁾

我々は各サンプルに対し、過去一年間において水揚金額の最も多い漁業種類を質問した。この質問に対して回答の

第18表

漁業種類	サンプル数
曳網	5
底網	0
小型底網	5
バッチ網	26
刺網	16
流網	1
わらわら	2
一本釣	42
遊漁	33
なわ	0
草	4
ボ	1
殖	33
養殖	34
他	1
合計	203

あった漁業種類を、以下において「主とする漁業種類」とし、それ以外の漁業種類を「従とする漁業種類」とする。営まれている漁業種類をこの基準によって区分し、「主とする漁業種類」と「従とする漁業種類」との組み合わせを示したものが第19表である。

第19表 「主とする漁業種類」と「従とする漁業種類」

主とする漁業種類	従とする漁業種類													合計			
	小型底曳	パッチ	こうなご	しらす船曳	刺網	さわら流網	建網	一本釣	遊漁	はえなわ	採貝草	タコツボ	のり養殖		わかめ養殖	その他	
小型底曳	2									1			1	1		3	
パッチ	0															0	
こうなご	0															0	
しらす船曳	25		5		7			2					18	2		36	
刺網	9	1						1	1				5	4		12	
さわら流網	1			1				1	1				1			4	
建網	0															0	
一本釣	15							1		11			3	9		24	
遊漁	15								15				1	12		29	
はえなわ	0															0	
採貝草	2								2	1				1		4	
タコツボ	1													1		1	
のり養殖	4								1	1						2	
わかめ養殖	4								4	4						8	
その他	1									1						1	
合計	79	3	0	5	1	7	0	2	27	18	0	2	0	29	30	0	124

「主とする漁業種類」の場合、「しらす船曳網」を「主とする」サンプル数が最も多く、二五サンプルをかぞえ、次に「一本釣」と「遊漁」とがそれぞれ一五サンプルとなり、「刺網」は九サンプルとなっている。そして「浅海養殖」を「主とする」サンプルは比較的少数にとどまっている。

第19表から、師崎における「複合経営」のパターンをみてみると、大雑把では次のような漁業種類の組み合わせを考えることが可能となる。「しらす船曳網」を主とする経営体の場合、「のり養殖」や「刺網」を従とするケースが多く、「一本釣」を主とする経営体の場合には、「遊漁」や「わかめ養殖」を従とするケースが多く、「遊漁」を主とする場合には「一本釣」や「わかめ養殖」を従としている。「遊漁」と「一本釣」とはほぼ一体となっていることがわかるのである。そして、「刺網」を主と

第20表 漁業種類の組み合わせ

類 型	主とする漁業 種類の番号	従とする漁業 種類の番号	サン プル 数	類 型	主とする漁業 種類の番号	従とする漁業 種類の番号	サン プル 数
A	1	11, 14	1	H	8	9	3
A	1	13	1	I	8	9, 13	1
	4		2	I	8	9, 13, 7	1
B	4	1	1	I	8	9, 14	6
B	4	3	2	J	8	13	2
C	4	13	7	J	8	14	3
D	4	13, 3	2	H	9	8	2
D	4	13, 3, 5	1	I	9	8, 13	1
D	4	13, 5	6	I	9	8, 14	11
D	4	13, 1, 8	1	I	9	8, 11, 14	1
D	4	13, 8	1	K	11	8, 9	1
C	4	14	2	K	11	8, 14	1
E	5	13	2	M	12	14	1
E	5	13, 1	1		13		3
E	5	13, 8, 9	1	L	13	8, 9	1
F	5	14	4	L	14	8, 9	4
G	6	4, 7, 8, 13	1	M	15	8	1

(注) 漁業種類の番号: 1 小型底曳網, 2 バツチ網, 3 こうなご船曳, 4 しらす船曳, 5 刺網, 6 さわら流網, 7 建網, 8 一本釣, 9 遊漁, 10 はえなわ, 11 採貝草, 12 タコツボ, 13 のり養殖, 14 わかめ養殖, 15 その他

する経営体の場合には、「のり養殖」や「わかめ養殖」を従としている。以上のことから、漁船漁業と浅海養殖とが組み合わせられて漁業経営が行なわれていることがわかるのである。第19表は、「主とする漁業種類」と「従とする漁業種類」とをクロスさせた結果の分析であるが、各サンプルの営んだ漁業種類の組み合わせを示したものが第20表である。

第20表によれば、単一の漁業種類のみを営んでいるサンプルは五サンプルにすぎず、他のサンプルはすべて複数の漁業種類を営んでいることがわかる。そして七四サンプルの複合操業の状態を類型化すると、次のごとくなる。

- A 「小型底曳網」を主とし、従として「採貝草」や「浅海養殖」を営むもの…二サンプル
- B 「しらす船曳網」を主とし、従として「小

- C 「しらす船曳網」を主とし、従として「のり養殖」か「わかめ養殖」かのいづれかを営んでいるもの……………三サンプル
 - D 「しらす船曳網」を主とし、「のり養殖」を従とし、さらに第三番目・第四番目の漁業種類として「小型底曳網」や「こうなご船曳網」や「刺網」や「一本釣」などを営んでいるもの……………九サンプル
 - E 「刺網」を主とし、「のり養殖」を従としているもの……………一四サンプル
 - F 「刺網」を主とし、「わかめ養殖」を従としているもの……………四サンプル
 - G 「さわら流網」を主としているもの……………一五サンプル
 - H 「一本釣」か「遊漁」かのいづれかを一方を主とすると同時に、他方を従とするもの……………一五サンプル
 - I 「一本釣」か「遊漁」かのいづれか一方を主とし、他方を従とし、しかも浅海養殖を営んでいるもの……………二一サンプル
 - J 「一本釣」を主とし、「浅海養殖」を従とするもの……………一五サンプル
 - K 「採貝草」を主とするもの……………二二サンプル
 - L 「浅海養殖」を主とし、従として「一本釣」と「遊漁」を営むもの……………一五サンプル
 - M 以上A—Lのいづれにも該当しないもの……………二三サンプル
- 次に、サンプルの漁業動続年数を示したものが第21表である。この第21表には「漁業やとわれのみ」のサンプルも

第22表 漁業種類と従事年数

		従 事 年 数						
		0—4年	5—9年	10—19年	20—29年	30—49年	50—64年	65年以上 年数不詳
営んだ漁業種類	小型底曳	2	1	1	1			
	バットナゴ	1	2	2				
	こす船曳	12	9	4				1
	刺し網	2	2	9	3			
	さわら流網	1						
	建本網	8	8	4	13	1	1	1
	一遊漁	11	9	8		3		2
	はえなわ			1	2			
	採貝草					1		
	タコツボ						1	
	のり養殖	5	24	4				
	わかれ養殖	12	20	1				1
その他	1							
計		55	76	35	18	11	2	1
							5	

第21表

勤続年数	サンプル数
0—4年	0
5—9年	2
10—19年	10
20—29年	22
30—49年	40
50—64年	12
65年以上	1
年数不詳	1
脱漁	1
合計	89

沿岸漁業経営と沿岸漁民の意識

加えられているが、全サンプルの半数以上のものが三〇年以上も漁業に就業していることがわかる。ところが、漁民は漁業に就業した時点から現在までの期間に同じ漁業種類を営み続けてきたわけではない。我々の調査では、個々のサンプルがこれまでに営んだことのある漁業種類やその漁業種類をどのくらいの期間営んでいたのか、という点について質問を行っていないので、個々のサンプルがどのような漁業種類にこれまで携ってきて、現在の漁業種類を営むようになったのかは追跡できない。しかし、我々は、個々の営んでいる漁業種類に関して、その従事年数を調べた。その結果を集計したものが第22表である。

(この第22表には「漁業やとわれのみ」のサンプルは含まれていない。) 現在営んでいる「漁業種類」の従事年数をみてみると、三〇年以上も従事している漁業種類数の累計は一四にすぎず、逆に一〇年未満の従事年数となっている「漁業種類」の累計は一三一となる。漁業動続年数では全サンプルの半分以上が三〇年以上となつて

いるにもかかわらず、現在営んでいる漁業種類の従事年数では一〇年未満が圧倒的に多くなっている。このことは、漁業種類の変更がかなり行なわれていることを示している。

漁業種類別にその従事年数をみると、従事年数の最も長い漁業種類は「一本釣」であり、この「一本釣」の場合には従事年数の短かいサンプル、即ち比較的最近において「一本釣」に参入したサンプルもかなりみられる。「遊漁」についてみると、二〇年未満の従事年数となっているものが大部分であり、しかも五年未満の従事年数となっている者が「遊漁」を営むサンプル中最も多くなっている。いわゆる都市化の進展によって、レジャーとしての「釣」が盛んになり、都市から釣客が訪れる数が多くなると共に、新規に「遊漁」を営むようになったサンプルが多いことを示している。「のり養殖」「わかめ養殖」を営んでいるサンプルの大部分の従事年数は、一〇年未満である。この浅海養殖は、すでに触れた如く、沿岸漁業構造改善事業によって、漁船漁業の裏作として師崎に導入されたものである⁽³⁾。そして、第2表に示されている如く、昭和四七年には「浅海養殖」を主とする経営体数が一五五に達するに至った。しかし、その後「浅海養殖」を主とする経営体数は減少する傾向にある。次に「しらす船曳網」であるが、この漁業種類は愛知県では三六四隻に許可されており、そのうちの大部分の三三三隻が知多地方の漁船であり、師崎では六六隻が許可を有している。この「しらす船曳網」は「漁獲物のしらすの価格が高いため無許可船があとをたたく、いくつかの増枠を行って」⁽⁴⁾きたと述べられている如く、師崎においても新規参入者が多く、第22表では、「しらす船曳網」の従事年数が〇―四年となっているサンプルが一二となっている。「しらす船曳網」とむしろ対照的なのは「刺網」である。「刺網」においては、一〇―二〇年の従事年数となっているサンプルが圧倒的に多く、新規に「刺網」

第23表 主とする漁業種類と従事年数

	従 事 年 数							年数不詳
	0—4年	5—9年	10—19年	20—29年	30—49年	50—65年	65年以上	
主とする漁業種類	底曳船網			1	1			
	小型底曳船網	11	9	4				1
	小バコしらす刺さ建一遊は採タのわそ	2	2	4	1			
	一本釣	1				5	3	1
	なわ草殖	6	4	4				1
	え貝ツ養殖			1	1			
	かめ養殖	1	3				1	
	その他	1						1
	計	26	24	14	7	3	1	3

に参入するケースは比較的少数である。

以上、営んでいるサンプル数の多い漁業種類のみをとりあげたのであるが、漁業動続年数と営んでいる漁業種類の従事年数とを対比させてみると、営む漁業種類は一定しているわけではなく、それぞれの漁業種類の動向によって、漁業経営体はかなり頻繁に漁業種類の転換を行なっていると考えられる。「主とする漁業種類」の従事年数をみれば、この点がさらにはっきりとしてくる。「主とする漁業種類」の従事年数を示したものが第23表であるが、これによれば、約三三％に相当する二六サンプルが、その漁業種類に従事してから五年未満となっている。そして、現在「主としている漁業種類」に二〇年以上従事しているサンプル数は、「小型底曳」一、「刺網」一、「一本釣」九、「タコツボ」一、となっている。ここでも、「一本釣」の従事年数が長期に亘っているサンプルが多い。

これまで述べてきたような複合操業の状態は、今後さまざまに変化してゆくものと思われる。一つの変化は複合操業の内部での比重の変化であり、現に、「漁船漁業」と「浅海養殖」との比重は最近一〇年間に大

大きく変化した。他の変化は、これまで営んでいなかっただ漁業種類への参入や従来の漁業種類からの離脱による変化である。即ち、複合操業の組み合わせそのものの変化である。さらに、全く新たな漁業種類の導入が近い将来考えられるとすれば、師崎の漁業経営は大きく変化してゆくものと思われる。ただし、師崎の漁業経営の当面の変化は、漁業種類の組み合わせの変化と組み合わせ内部の比重の変化にとどまり、大きな変化はあまりみられないのではなからうか。

(1) 愛知県農林部水産課『愛知県水産要覧』、一九七七、三六頁参照。ただし、「バッチ網」に「漁業やとわれ」として従事しているサンプルがいることは第15表に示されているとおりである。

(2) 林大樹「師崎における漁業経営の実態」、依光ゼミナル編『漁村の調査報告書』、四〇頁参照。

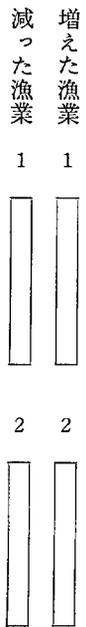
(3) 「純漁船漁業地帯であった知多南部は、のり養殖とは全く無縁の地区であったが、冷蔵網と浮流し養殖の普及さらに関連する第一次沿岸漁業構造改善対策事業の実施によって、最近ではのり養殖との複合が進んでおり、その経営構造に新たな変化を生じている。」(愛知県『半島地域沿岸漁業構造改善計画書』、昭和四七年、八四頁。)

(4) 愛知県農林部水産課、前掲書、三三頁。

2 生産の変化

我々は第7表において、師崎全体の生産量・生産額の三年間の推移を漁業種類別に示した。我々の調査では、個々のサンプルに対し、生産の変化の有無、および生産の変化の原因などについて、次のような質問を行なった。

〔6〕—4—2 あなたの家の漁業生産は最近五年間に変化しましたか。



4-3 変化の理由について

- 1 漁場条件の変化
- 2 漁場の整備
- 3 漁法の変化
- 4 資本投下
- 5 労働力

この質問の回答について若干検討を加えることとした。この質問は自由回答方式をとっているために、回答のないサンプルもあれば、一つのサンプルが同一の質問項目に対し複数の回答をよせている場合もあることは、他の自由回答欄と同様である。

まず、過去五年間の漁業生産の変化について、回答の状況は次のようになった。「増えた漁業」は何であるのかという質問に対し、三九サンプルが回答し、残りの五〇サンプルはこの「増えた漁業」の質問に対して無回答であった。そして、「減った漁業」は何であるかという質問に対しては、五六サンプルが回答し、三三サンプルが無回答であった。サンプルの回答は、「増えた漁業」と「減った漁業」との双方に回答しているものもあれば、いずれか一方のみに回答しているものもあり、「増えた漁業」の回答と「減った漁業」の回答とを単純に比較することは多少危険であ

第24表

漁業種類	増えた	減った
小底曳	2	1
パッチ	2	3
こうな	0	1
しらす船曳	16	8
刺網	3	9
さわら流網	1	1
建一本釣	0	1
一遊本釣	10	15
はえな漁	10	7
採貝草	0	0
タワツボ	1	1
のり養殖	2	23
わかめ養殖	5	11
その他	0	1
合計	52	82

るが、師崎の漁民が、自己の営む漁業種類の生産の推移をどのように考えているのかを知る上では、回答を集計してみる必要がある。

第24表は「増えた」「減った」という回答を漁業種類別に示したものである。全体としては、生産が「減った」と

する回答数の方が、「増えた」という回答数よりも多い。漁業種類別に「増えた」と回答した数と「減った」と回答した数とを比較してみると、大別して、「増えた」という回答数のほうが多い漁業種類と、「減った」という回答の数が多い漁業種類とにわかれる。前者に相当する漁業種類は、「しらす船曳網」と「遊漁」であった。後者に相当する漁業種類は、「刺網」、「一本釣」、「のり養殖」、「わかめ養殖」などであり、とくに「のり養殖」の生産の減少を指摘するサンプルが数の上では最も多くなっている。このことは、第2表の経営体数の推移で、「浅海養殖」層が四七年以降急激に減少していることと符合する。

次に「生産の変化の原因」について検討してみよう。この「生産の変化の原因」に関する質問は、すぐ前の「あなたの家の漁業生産は最近五年間に変化しましたか」という質問を受けていることは勿論であり、漁業種類別の生産の増減の原因を質問しているのであるが、最近の漁業生産の変化の原因についてあらかじめ五項目を設定し、それぞれの項目がどのように漁業生産の変化と関係するのかを聞き、そのことによって、広く漁業生産に関する漁民の意見を大きく性格をも有している。この質問に対する回答は、師崎の漁業が多岐にわたる問題をかかえていることを我々に示

している。そこで、生産の変化の原因として我々が予め設定した五項目に対する回答について、順次検討してゆくこととする。

①「漁場条件の変化」この項目に対する回答サンプル数は五〇サンプルであり、この五〇サンプルの回答内容を分類し、サンプル数を示すと次のようになった。

自然条件（回游・冷水・天候・台風など）	一三
海が汚染された	一四
船舶航行が激しくなり、危険が増加した	九
操業海域が制限されてきた	三
違反漁業が横行している	四
同一漁業種類の間での競争が激化	一四
他の漁業種類と抵触する	六
乱獲状態である	一一
その他	一

回答サンプル数は五〇サンプルであったが、その回答内容を分類してみると、延べ回答数は七六に達した。これらの回答から、「漁場条件の変化」は、①自然条件の変化、②漁業内部の諸要因の変化、③漁業以外の諸要因の変化、などによってもたらされていることがわかる。そして、漁業内部の諸要因に規定される「漁場条件の変化」を重視する

サンプル数がかなり多いことに注目しなければならぬ。即ち、漁業内部での競争が行なわれ、そのことが乱獲という事態をひきおこし、漁場の資源価値を低下させ、このことが「漁業生産の変化」の原因となっていることを指摘しているのである。他方において、漁業以外の要因として「海の汚染」と「船舶航行」が「漁場条件の変化」をもたらしていることを指摘するサンプルもかなり見られる。この点については「工業化への対応」について論ずる箇所であるので、ここではさらに立ち入らないこととする。

②「漁場の整備」 この項目に対し回答したサンプル数は四サンプルにすぎない。回答内容は次の如くである。

魚礁が操業の邪魔になる……………二

築磯が操業の邪魔になる……………一

養殖施設によって漁場が狭くなる……………一

その他……………一

この「漁場の整備」に対する回答はきわめて少数であり、しかも、漁場整備の施策に対しむしろ否定的な回答しかみられなかった。このことは、一つには、魚礁・築磯が顕著な成果を必ずしももたらしてはいないこと、また一つには、「網漁業」にとっては魚礁・築磯の存在が操業上の邪魔になっていること、などによって、積極的な評価が漁民から出されなかったためであろう。しかしながら、「漁場の整備」に対して師崎の漁民が全く否定的な評価を下しているということにはならない。ここでは、「漁業生産の変化の原因」としての「漁場の整備」がとりあげられている点に留意しておかねばならない。我々は、調査票の⑥—2—1において、沿岸漁業構造改善事業に対する漁民の意見

を聞いた。この沿岸漁業構造改善事業に対する延べ回答数は一一〇にも達するのであるが、回答内容を示すと以下のようになる。

- 築磯・魚礁の設置は有利……………三〇
- 築磯・魚礁の設置は困る……………八
- 冷蔵庫ができてよかった……………一三
- 冷蔵庫をつくったことには反対……………三
- 港の整備が進んだ……………五
- 機関・漁具保全施設ができてよい……………二
- 政策資金を歓迎……………九
- 政策資金の条件を改善して欲しい……………三
- 積極的にやってみよう……………二六
- 効果がない(関係ない)……………九
- 政策の基本としての人間関係が重要……………二

この「沿岸漁業構造改善事業」に対する意見の中で、ここで注目したいのは、「築磯・魚礁」に関する回答である。「築磯・魚礁の設置は有利」という回答が三〇サンプルに及び、逆に「築磯・魚礁の設置は困る」という回答は八サンプルにすぎない。このように、「築磯・魚礁」が「沿岸漁業構造改善事業」の質問項目の中では高く評価され、漁

業生産の変化の原因としての「漁場の整備」の項目では否定的な評価が出されていることをどのように解釈すべきなのであろうか。恐らく、「漁場の整備」は漁民の生産に顕著な影響を与えているのではなく、むしろ漁民にとっては、これまで行なわれてきた「漁場の整備」は漁業生産にとって所与の条件・前提と考えられているのではなからうか。従って、生産の変化の原因としては、「漁場の整備」以外の原因が重視され、「漁場の整備」はあまり意識されず、魚礁・築磯が障害となる漁業種類を営むサンプルのみが「漁場の整備」を否定的に評価する回答をしたと考えられる。そして、沿岸漁業構造改善事業の「漁場整備事業」そのものをとりあげれば、その事業が自己の営む漁業にとって明らかな障害とはならない限り、そして、その事業によって何らかのメリットがある限りにおいて、肯定的な評価をするのではなからうか。ただし、この魚礁・築磯の設置に対し、はっきりと反対意見を表明しているサンプルがあることは、漁業種類間の確執が存在し、対立の根が深いことを示している。

③「漁法の変化」 この項目に対して回答したサンプル数は二三サンプルであり、延べ回答数は三四となった。回答内容は次の如くである。

機械化による漁獲の増加.....	一〇
漁具・漁網の改良による漁獲の増加.....	一一
漁撈技術の向上.....	六
漁法の改良によって逆に漁獲が減少.....	六
その他.....	一

この回答をみると、漁具・漁法の改良による漁獲量の増大を指摘するサンプルと、逆に生産効率の上昇が漁業資源を涸渇させる原因となり、このことが漁獲量の低下を招くことになったと考えるサンプルとに分かれている。数の上で漁具・漁法の改良による好結果を述べるサンプルが多い。しかしながら、少なくとも第7表の漁獲統計をみる限りにおいて、漁獲量が飛躍的に伸びていると考えることはできず、むしろ漁獲量の増大を期するためにはかなり積極的な漁具・漁法の改良を行なわねばならない状況にあると考えられる。だが、この漁具・漁法の改良は漁獲量の面で逆の効果をももたらさず、「漁場条件の変化」の項で、漁業者間の競争が漁場の資源的価値の低下をもたらしていることを述べたが、この「漁法の変化」の項では、より漁獲効率のよい漁法の導入が逆に乱獲となることを指摘するサンプルがあったことに注目しなければならぬであろう。

④「資本投下」 この項目に対して回答したサンプル数は一三サンプルであり、延べ回答数は一五であった。回答内容は次の如くである。

- 船の大型化……………三
- 機器の装備……………七
- 諸経費上昇により、資本投下せざるをえなかった……………四
- その他……………一

ここで問題となることは、漁船の建造や機器の装備などに伴う資本投下を、「資本投下」と意識するのか「漁法の変化」と意識するのかということである。この「資本投下」の項目に回答したサンプルは、漁船の建造・改造のため

や機器の装備のために「資本」を投下し、その資本投下が生産の変化の原因となったと考えているサンプルである。しかしながら、前項の「漁法の変化」に対する回答内容に、「機械化」や「漁具・漁網の改良」などが含まれており、これらに回答したサンプル数は二一サンプルに達している。一つの漁法の改良・改善には追加投資を要するのであるが、師崎における我々のサンプルの多くは、漁法の変化に対応せざるを得ない投資であっても、これを「資本投下」と意識しているのではないことを示しているものと思われる。

⑤「労働力」 この項目に対し回答したサンプルは八サンプルにすぎず、延べ回答数は九であった。回答内容は次の如くである。

- 労働投入量の増加……………四
- 労働投入量の減少……………二
- 労働力不足……………二
- その他……………一

回答サンプル数が少ないことは、生産の変化そのものに「労働力」要因はあまり大きな作用を及ぼしていないと考えられる。師崎においては、すでに述べた如く、漁業種類の変更がしばしば行なわれており、仮に労働力に過不足が生じた場合には、利用しうる労働力によって営むことのできる漁業種類を「合理的」に選択していると考えられる。そのため、労働力の過不足状態が直ちに漁業生産の変化には結びつきにくく、むしろ生産の変化は労働力以外の要因によると考えているのであろう。労働力の問題については、調査票④―6―1においてもとりあげているので、「経

營上の問題点」を検討する際に、再度とりあげることにする。

④「その他」 漁業生産の変化の原因について、我々は五項目を設け、それぞれの項目について質問をした。しかしながら、この五項目ではカバーできない問題点を漁民は指摘した。その回答内容は次の如くである。

物価上昇が魚価上昇を上廻った……………五

魚価上昇が物価上昇を上廻った……………一二

ある漁業種類を最近営み始めたために生産が減少した……………三

漁獲は年次により変動が激しい……………六

魚価の単価が下落した……………七

釣客の数が増加した……………二

手数料が高い……………三

これらの回答の特徴点として考えられることは、生産の変化を漁業収入の変化と意識したサンプルが多いという点であろう。我々の質問は、「生産量」の変化でもなく「生産額」の変化でもなく、「生産の変化」という抽象的なものであった。しかしながら、この質問項目はむしろ「生産量の変化」を追求する構成になっている。何故ならば、五項目は、漁業生産に関する「漁場」「資本」「技術」「労働」についてのみ質問をしており、漁業生産物が「市場」で商品となり流通機構に入ってゆく過程を全く除外しているからである。にもかかわらず、回答者が生産額の変化について言及したことは、ある意味では当然のことであるが、漁民の関心事があくまでも漁業収入であり、必ずしも漁獲量

そのものではないことを示している。このような意識が漁民の間で徹底してくれば、漁場資源の保全や魚価の安定のための諸施策が自発的に講じられるようになるであろうし、自ら首をしめる乱獲状態から脱出することも可能となるであろう。現に師崎では特定の漁業種類に關してのみではあるが、魚価安定・漁場資源保全等のために自発的に休漁日を設定している例もみられるのである。⁽¹⁾このような新しい動きは、今後の漁業経営体がとる一つの方向を示しているものといえよう。

(1) 市村昇「バッチ網漁業と船曳き網漁業について」、依光ゼミナール編『漁村の調査報告書』、八〇―八一頁参照。

3 漁業経営上の問題点

我々は、「漁業生産の変化」についてこれまでに述べてきたが、この漁業生産の変化およびその原因についてのサンプルの回答を経営体の経営に即してさらに詳細に追求するために「漁業経営上の問題点」を次のような形で質問した。

④―6―1 あなたの家の漁業経営で、いま何が問題となっていますか。

- (1) 漁業資金
- (2) あとつぎ
- (3) 労働力不足
- (4) 魚価・市場
- (5) 漁業資材

(6) 漁場環境

(7) 漁場管理

(8) その他

Three empty rectangular boxes for responses to items (6), (7), and (8).

6-2 あなたの家の今後五年ぐらいの漁業経営の方針についておきかせ下さい。

(注) 漁業種類、漁船、従事者数、共同経営など

One empty rectangular box for notes.

6-3 あなたの家には漁業経営のあとつぎになる人がいますか。

- 1 いる
2 いない

我々が経営上の問題点を追求しているのはこの4-6に示された質問項目だけではない、しかし、この4-6の質問項目が最も網羅的に経営上の問題点をカバーしているため、以下においては、この4-6の質問項目に対する回答を中心として検討してゆくこととする。

まず4-6-1の「漁業経営上の問題点」の八項目に対して回答したサンプル数を示しておこう。

- (1) 漁業資金.....二四
(2) あとつぎ.....三二
(3) 労働力不足.....二五

(4)	魚価・市場	二九
(5)	漁業資材	二〇
(6)	漁場環境	五七
(7)	漁場管理	二八
(8)	その他	四

回答サンプル数からみると、「漁場環境」を経営上の問題と考えているサンプルが最も多く、次に「あとつぎ」「魚価・市場」の順となっている。ところで、経営上の問題点としての各項目を次のように分類してみた。(1) 漁業資
金、(5) 漁業資材を(A)「投下資本」とし、(2)あとつぎ、(3)労働不足を(B)「労働力」とし、(6) 漁場環
境、(7) 漁場管理、を(C)「漁場」、(4) 魚価・市場を(D) 魚価、というようにまとめて、回答サンプル数を累
計すると、

(A)	「投下資本」	四四
(B)	「労働力」	五七
(C)	「漁場」	八五
(D)	「魚価」	二九

となる。この分類によれば、師崎における漁業経営上の問題としては、「漁場」をめぐることが最大の問題点である
ことになる。この「漁場」に次いで問題となるのは「労働力」と「投下資本」に関することであり、「魚価」に関し

ては、他のことよりも比重が低くなっていることがわかる。「漁場」をめぐることが経営上の問題であると考えられているサンプルが最も多いことは、「生産の変化の原因」を検討した際にも、「漁場条件の変化」が最も重視されていたことも考え合わせると、師崎の漁業にとって現在最も重要な問題は漁場をめぐる問題であるということになる。

「漁場」は生産の場であり、漁業生産にとってきわめて重要な地位を占めていることは言うまでもないが、漁民が経営上の問題として「漁場」を強く意識していることは、更めて漁業にとって漁場がいかに重要であるかを再認識する必要があると共に、現在の「漁場」が、漁業内部の要因、漁業以外からの要因、自然の要因などによって、漁民にとって望ましい状態とはなっていない、と考えざるを得ない。以上の点をふまえながら、「経営上の問題」の各項目に対する回答を調査票の配列に従って検討してゆきたい。

①「漁業資金」 この項目に対し二四サンプルが回答し、その回答内容を類型化し、それに該当するサンプル数を示すと、次の如くなり、回答数の累計は二六となった。

- 利子は現状でよい.....四
- 借りられるからよい.....一〇
- 利子を低くして欲しい.....四
- 返済期間を延長して欲しい.....二
- 貸出制限があり困っている.....三
- 資金不足の状態である.....三

経営上の問題としての「漁業資金」に関するこの回答からは、「漁業資金」が経営上困難をもたらしていると受けとることはできない。回答の中には、「資金を借りられるからよい」という回答が最も多く、また「利子は現状でよい」という回答もみられる。従って、師崎においては漁業資金の不足に悩まされているのではなく、むしろより低利でより長期の「漁業資金」を導入できることを希望していると考えべきであろう。このように、漁業資金の上で大きな困難を漁民が感じていないのは、沿岸漁業構造改善事業の融資事業および漁業近代化資金などの政策資金や漁協の貸付などによって、資金需要に充分応えているからであろう。

②「あとつぎ」 この項目に対する回答サンプル数は三二サンプルであり、延べ回答数は三三となっている。回答内容は以下の如くである。

継いで欲しい、継がせる.....	三
本人の意志次第.....	一一
継いで欲しくない.....	二
あとつぎはいるが心配.....	四
全体としてあとつぎ難.....	五
あとつぎはいない.....	八

この「あとつぎ」の項目に対する回答の内容をみると、「あとつぎ」問題は経営上の短期的な問題点とはあまり意識されていないことがわかる。「継いで欲しい、継がせる」「継いで欲しくない」「本人の意志次第」などの回答は、

第25表

		あとつぎ				計
		いる	いない	D・K	N・A	
帯の子供 サンプル世	女子のみ又は子供なし	0	12	4	0	16
	既就業の男子がいる	24	7	1	1	33
	男子がいて、男子が既 就業者ではない	11	11	15	3	40
計		35	30	20	4	89

長期的な漁業経営の見通しの上に立った漁民の希望が述べられたものであり、現時点での経営上の問題ではなからう。この「あとつぎ」に関して、我々は④―6―3で「あとつぎ」の有無について質問をしている。この質問に対する回答を集計すると、あとつぎが「いる」と答えたサンプル数は三五、「いない」と答えたサンプル数は三〇、「わからない」と答えたサンプル数は二〇、無回答が四サンプルとなっている。この回答をサンプル世帯の子供の属性に従って分類したものが第25表である。ここでは、既就業の男子の子供のいるサンプルにおいては「あとつぎ」が「いる」比率が高いのに対し、男子の子供はいるがまだ就業している男子のいないサンプルにおいては、あとつぎが「いる」と回答したサンプルは一サンプルとなり比率が低くなる。ところが、この一サンプルは、これから漁業に就業するか否かの決定が何らかの形でなされるわけであり、現に漁業の「あとつぎ」として就業しているわけではない。漁業に就業するか否かは、漁業の今後の見通しや、都市での生活条件・就業機会あるいは親の意志などさまざまな要因が作用するものと思われるが、「経営上の問題」としての「あとつぎ」の項目に対する回答で最も多かったのが「本人の意志次第」ということであり、漁業経営の後継者問題は今後の師崎の大きな課題となるであろう。

③「労働力不足」この項目に対する回答サンプル数は二五サンプルであり、その回答内容は次の如くである。

第26表

主とする漁業種類	「労働力不足」の回答内容						N・A
	問題なし	一人でやる	家族従事者	子供の数	若い人が不足	季節的不足 不足している	
曳網				1			1
底網							0
小船							0
小刺	2		1				20
刺さ	3					1	3
建						1	1
遊	1					3	2
え						2	12
貝						2	10
ツ							0
タ	1						2
の	1						1
わ	1						3
か							3
め							1
の							1
漁業	1	1	1				7

克服したかあるいは労働力不足が問題とはなっていないサンプルとに分かれている。前者について、どのように労働力不足を解決しようとしているのかということを経営者がどれ程深刻に労働力不足を意識しているかを知ることができない。後者については、労働力不足状態に対する一つの解決策が述べられている。即ち、雇用労働力の不足分を家族従事者で補ったり、一人で経営を続けざるをえない、という対応である。

この「労働力不足」に対する回答をそれぞれの回答者の「主とする漁業種類」別にみたものが第26表である。回答数が少ない上に、その回答を一六の「漁業種類」にわけるのであるから、第26表からはっきりしたことを言えないの

- 労働力が不足している……………九
- 季節的に労働力が不足する……………一
- 子供の数自体が少なくなった……………一
- 若い人が不足している……………二
- 家族従事者でやりくりする……………五
- 一人でやらざるをえない……………四
- 労働力不足は問題となっていない……………五
- このような回答内容は、一方において、労働力が不足状態にあり何らかの対応を迫られているサンプルがあり、他方において、労働力の不足を既に

であるが、「労働力不足」を最も強く感じているのは「刺網」を主として営んでいるサンプルであること、労働力を多く使用する「しらす船曳網」においては、「労働力不足」はあまり問題とはなっていないこと、及び「一本釣」「遊漁」においては「家族従事者」でまかなかったり、一人で経営を行なうなどの対応がみられることを指摘できよう。師崎における漁業経営体としての「労働力不足」の状態は、漁業種類別にその深刻さが異なっており、現在のところ労働力を最も多く使用している「船曳網」においては労働力不足はそれ程深刻ではなく、むしろ「船曳網」は労働力を集めやすい状態にあることが、他の漁業種類には新規の労働力が補充されにくい状態を生み出し、そこでは労働力不足が深刻となっている、と解釈することができないのではないだろうか。

④「魚価・市場」この項目に対する回答サンプル数は二九サンプルであった。回答内容は次の如くである。

魚価が不安定である……………八

相対的に魚価が安い……………一七

仲買人に問題がある……………五

市場が狭い……………四

この項目のなかで、最も回答数の多いのが、「相対的に魚価が安い」という回答である。「魚価が安い」という回答は、「漁業生産の変化の原因」を検討した際にでてきた「魚価上昇が物価上昇を上廻った」という回答と一見矛盾するようである。しかし、仮に同一回答者が「漁業生産の変化の原因」として「魚価上昇」をあげ、「経営上の問題」として「魚価が安い」と回答したとしても、このことは別に矛盾しているわけではない。前者は生産額の上昇の原因とし

て魚価上昇を考え、後者は、それにもかかわらず、まだ魚価は相対的に安いと意識しているのである。生産物に対する市場での評価と自己の労働に対する自己の評価とのちがいが、「魚価が安い」という回答となつてあらわれているのである。

⑤ 「漁業資材」 この項目に対して回答したサンプル数は二〇サンプルである。その回答内容は次の如くである。

高い.....一五

品質が悪い.....一

特に問題はない.....四

その他.....一

ここでは、回答者の大多数が漁業資材の高騰によって経営が圧迫されていることを指摘している。ここで、我々の調査票の四—4—4 「あなたの家の漁業経営に対して、オイル・ショックはどのような影響を与えましたか」という質問項目をとりあげてみよう。回答は自由回答方式であり、この「オイル・ショック」の項目に対する回答者数は八四サンプルに及んでいる。回答内容を示すと次の如くなるが、これらは、回答者が何について言及したのかということだけを示した。

油の値上がり、油の不足.....六一

漁具・漁網・プラスチック船の値上げ.....一九

魚価.....一三

出漁日の変化……………	一〇
魚が売れない・釣客がこない……………	五
経費がかかるようになった……………	二三
抗議した……………	四
タンカー事故で被害を受けた……………	五
その他……………	五
この「オイル・ショック」に関する質問に対して、①漁船の燃料としての石油の価格と量、②石油から生まれる製品、主として漁業資材、③オイル・ショックによる日本経済全体の動向が漁業経営に及ぼす影響、④外部への働きかけ、⑤「オイル・ショック」ではなくタンカー事故による被害、などについて回答していることになる。回答数が多いのは①と②に関する事柄であり、漁業生産が石油や資材などに経費を多量に投入しなければならぬ性格をますます強めてきていることがうかがわれる。「経営上の問題」として「漁業資材」の高騰を指摘するサンプルがあるのは、このような背景があるのである。 ⁽³⁾	
⑥「漁場環境」この項目に対する回答サンプル数は五七サンプルであり、「漁業経営上の問題」の全項目の中で最も回答者数が多い。回答内容は次の如くである。	
自然条件の変化……………	五
汚染の進行……………	三〇

埋立による海の変化.....	五
同一漁業種類の漁船が多い.....	七
他の漁業種類・他漁協の漁船との競争の激化.....	六
違反漁業の横行.....	三
大型船航行による被害.....	一五
漁場環境の改善は不可能.....	二
これらの回答は、現在の漁業経営にとっての問題としての「漁場環境」であるが、その「漁場環境」の悪化が何によってもたらされているのかをこれらの回答は示している。即ち、大別すれば、自然条件によるもの、漁業以外の要因、漁業内部の要因、などである。回答数の最も多いのが「汚染の進行」であり、次に多いのが「大型船による被害」であった。これらは漁業以外の他産業からもたらされる「漁場環境」の悪化であるが、漁業内部の操業状態によっても「漁場環境」が悪化し、そのことが漁業経営上の問題となっていることを、この項目に対する回答は示している。	
⑦「漁場管理」 この項目に対する回答サンプル数は二八サンプルであり、その回答内容を示すと次の如くなる。	
漁場をめぐる対立がある.....	四
操業海域設定上に問題がある.....	六
違反漁業を取締るべき.....	五
航路になっているので困る.....	九

漁場管理がうまくない……………七

他の漁業種類から被害をうける……………四

全体として魚をとりすぎる……………八

この回答は、大別するならば、操業海域を設立する際の諸々の調整そのものに対する不満と漁場管理の現状に対する不満とに分類することができよう。この漁場管理の問題について、我々は別の質問項目を設け、漁民の意見を聞いているので、その回答を検討しておこう。質問は次のようになってゐる。

〔6〕2 さまざまな漁業政策のうち、次のものに関して、ご意見をおきかせ下さい。

2—3 県または漁協の漁場管理の方針

(1) 地先漁場

(2) 沖合漁場

まず、地先漁場の管理についての回答をみてみよう。この地先漁場の管理について回答したサンプル数は六五サンプルであり、延べ回答数は八〇となった。

漁業行政に不満……………八

埋立は困る……………二

航路を規制して欲しい……………九

漁場整備に力を入れて欲しい……………三

- 漁場が狭い……………一四
- 漁業種類間に利害対立がある……………七
- 規制がゆるやかすぎる……………一〇
- 漁民以外の者に対する規制が必要……………一
- 築磯は効果的である……………二
- 乱獲となっている……………五
- 現状の管理で問題はない……………一四
- 同一漁業種類の許可件数が多い……………一
- 関係ない……………四
- 「地先漁場の管理」に対する回答は、「漁業経営上の問題」としての「漁場管理」に対する回答に比して、回答内容がより具体的になっている。ここでは数の上では、「地先漁場が狭い」とする回答と、「現状の管理で問題はない」とする回答とが同数となっている。回答数ではなく回答内容からみると、「漁場が狭い」、「埋立は困る」、「航路を規制して欲しい」などの回答は、「漁場としての海面の区域」を問題とし、その「区域」が狭かったり他から圧迫を受けていることを訴えている。「漁業行政に対する不満」、「漁場整備に力を入れて欲しい」、「築磯は効果的」などの回答は「漁業政策」に対する不満・要望・評価などを述べたものであり、「規制がゆるやかすぎる」「漁民以外の者に対する規制が必要」「同一漁業種類の許可件数が多い」などの回答は、「漁業規制」の実態に対する不満や改善の要望が述べ

べられている。さらに、「漁業種類間に対立がある」「乱獲となっている」などの回答は、地先漁場での漁業生産の現状を述べたものであり、この回答の裏面には、このような現状に対する不満やそれらを改善するための施策を含んでいるはずであるが、必ずしもその点が明示されていないために、現状の説明にとどまっている。以上のように回答内容を大別した場合、「漁場としての海面の区域」そのものを問題とした回答数が最も多くなる。地先漁場が狭隘となっていて、沿岸漁業にとって最も大きな問題となっており、漁場管理や漁業政策は、この狭隘な漁場の価値を保持し向上させてゆくことを一つの目標としているのであるが、漁民にとっては漁場の空間区域そのものを問題とせざるをえない状態にあることをここでこの回答は示している。

次に、「沖合漁業の管理」に対する回答をみてみよう。回答サンプル数は五八サンプルであり、延べ回答数は六九となっている。「沖合漁場の管理」に対する回答内容は次の如くなっている。

他漁協・他県との対立.....	一九
操業海域設定に関して問題あり.....	六
規制違反を取締るべき.....	一六
航路の問題.....	一一
漁業種類間の対立.....	一六
海の汚染.....	四
人工漁場を設置して欲しい.....	一

組合の力が弱い……………

事故に対する保障がない……………

とくに問題はない……………

四

回答数で最も多いのは「他漁協・他県との対立」である。伊勢湾において三重県と、遠州灘において静岡県と入会となるために、そこでの対立があることをこの回答は示している。そして、この対立は、許可件数、操業上の規制、操業海域の設定などさまざまな問題を含んでいるが、「漁業調整」に対し漁民の不満がはっきりと表われているとみることができよう。そして、ここでの回答で注目しておきたいことは、「規制の強化」「違反漁業の取締り強化」などを主張するサンプルが比較的多いことである。このような回答は、規制を正しく運用してゆかねば「乱獲」となり、漁場としての価値を低下させることになることと漁民が意識していることを示している。

以上検討してきた如く、「漁場管理」の問題は、「地先漁場」と「沖合漁場」では性格を異にしている。しかしながら、漁民の生産の場である漁場について、「漁業調整」の上で大きな問題をかかえていることを一応確認することができよう。

⑧「その他」 この項目に対する回答サンプル数はきわめて少数であり、「港が狭い」という回答が三サンプルから寄せられている。

これまでは、主として④―⑥―①「漁業経営上の問題」に対する回答を検討してきたが、次に、④―⑥―②「今後の経営方針」に対する回答をみてみることにする。回答サンプル数は八四サンプルであり、延べ回答数は九四となっ

た。回答内容は次のとおりである。

現状維持（とくに考えていない、船の買い換え）……………六三

廃業する……………一

規模拡大・機械化……………九

規模縮小……………二

独立する……………六

共同経営を始める……………一

漁業種類を変更する……………九

品種改良……………一

産地直売を推進……………一

その他……………一

今後五年間の経営方針としては、「現状維持」と回答するサンプルが圧倒的に多い。この「現状維持」の回答には、「先のこととはわからない」とか「今はとくに考えていない」などの回答が含まれているのであるが、「廃業」や「規模縮小」を考えているサンプルがきわめて少数であることを考え合わせると、師崎における漁業に対し、少なくとも今後五年間、従来と大差のない生産活動を続けることができるかと漁民は考えているのであろう。勿論、これまでに述べてきたように、師崎の漁業生産をめぐって、さまざまな問題が山積していることは確かであろう。しかしながら、

それらの問題が漁業経営体の存立基盤をも奪い去る程深刻ではなく、むしろ、漁民は漁業経営を続けてゆける自負を持っているとさえ感じるのである。

- (1) 拙稿「漁村の経済構造」、一六四—一六八頁参照。
- (2) 亀岡信雄「師崎におけるあつぎ問題の概観」、依光ゼミナル編『漁村の調査報告書』、一二三—一二五頁参照。
- (3) オイル・ショックに際し、政府は「燃料価格の急騰に対処するため、四九年度に漁業経営安定特別資金の融通（実績四五〇億円）を行なったが、五〇年八月末に本特別資金の償還が特に困難な者に対し、償還期限の特例措置を講じた。」（『昭和五〇年度・漁業白書』、農林統計協会、昭和五十一年、一六一頁。）

V 漁民の生活と意識

1 漁家の所得

我々は調査票の⑤「漁家の家計について」という質問項目を設け、漁家の家計についてさまざまな質問を行なった。質問の具体的内容は本稿末尾に再録した調査票に譲ることとする。家計に関する質問は大別すれば、1年収、2所得の構成、3暮し向きの変化、4家計と漁業経営経費、5兼業、の五項目に分かれている。

まず、「年収」に関する回答をみてみることにする。我々は、「あなたの家の年収はおよそどのくらいですか」と質問し、選択式の回答を用意した。この質問に対する回答の検討に入る前に次の三点を指摘しておかねばならない。第一に、回答がはたして現実の年収を正確に反映しているかどうかという点を我々の調査は確認できないこと、第二に、

第27表 年収

	総水揚高	所得金額
100万円未満	1	2
100万円—150万円	1	10
150万円—200万円	5	13
200万円—250万円	3	16
250万円—300万円	5	3
300万円—400万円	4	8
400万円—500万円	6	1
500万円—750万円	7	2
750万円—1000万円	2	0
1000万円以上	0	2
N	55	32

回答者のいう「年収」が他の世帯員の年収を合計しているのか否か、漁業所得のみを回答しているのかどうか、などの点で不明確な点を残していること、第三に、年収に関する回答率が低いということ、以上の三点の欠陥をもっていることを予め念頭においておかねばならない。「家計調査」そのものとしては不完全な調査であることに留意しつつ、「年収」の回答について検討してみることとする。

「年収」の回答を集計したものが第27表である。この第27表で注意すべきことは、我々の「年収はおよそどのくらいですか」という質問に対し、「所得金額」のみならず、「総水揚高」についての回答があったことである。分析の素材としては、「総水揚高」の回答を扱った方がよいのであるが、これに関する回答が少数であるために、我々としては「所得金額」に関する回答を利用せざるをえない。

第28表は「所得金額」を「世帯主の年齢」別、「主とする漁業種類」別に示したものである。無回答が約三六％にわたっているので、あまり確定的なことは言えないが、大雑把な傾向をこの第28表から読みとることは可能であろう。所得金額の分布状態をみると、年収二〇〇万円未満が二五サンプル（四三・九％）、二〇〇万円から四〇〇万円までが二七サンプル（四七・三％）、四〇〇万円以上が五サンプル（八・八％）と分布している。所得金額の最高と最低との間には、かなりの開きがあるが、回答サンプルの多くは、一五〇万円から二五〇万円の所得金額となっている。「所得金額」の分布を

第28表 所得分布

		所得金額									D. K. N. A.	
		100万円未満	100—150万円	150—200万円	200—250万円	250—300万円	300—400万円	400—500万円	500—750万円	750—1000万円		1000万円以上
世帯主の年齢	15—29歳	1									1	
	30—39歳	1 2		7	1	1					7	
	40—49歳	3 5		6	2	2					9	
	50—64歳	2	4	4	3	4 1		1				9
	65歳以上 年齢不詳	1 2				1		1				5
主として営んだ漁業種類	小型底曳 バッチ こうなご しらす始曳 刺網 さわら流網 一本釣 遊漁 はえなわ 採貝草 タコツボ のり養殖 わかめ養殖 その他	1									1	
		5 4		4	2	1						8
		1 1		4	1						2	
		2 2		3	3						5	
		1	1 2		1	1					9	
				1 2		1		1				2
		1			1		1				2	
				1								
	漁業やとわれ	2 2		1	2						3	
	所得の分布	2	10	13	16	3	8	1	2	0	2	32

「主とする漁業種類」別にみてみると、「主とする漁業種類」の間では、所得金額の上で大きな差をみいだすことができない。むしろ、同一漁業種類の内部において、所得金額に大きな差がでていることが目につく。さらに、世帯主の年齢別に所得金額をみてみると、四九歳までの年齢層では、二〇〇万円から二五〇万円の所得金額を中心として、分布の幅はあまり大きくないが、五〇歳以上の年齢層では、所得金額が二極に分裂していることがわかる。この二極に分裂することの要因としては、漁業所得

第30表 漁業経営依存度と年齢

年齢	漁業経営所得に占める比率(%)					100
	0	1 25	25 50	50 75	75 99	
15—29 歳						2
30—39 歳	1	2			4	13
40—49 歳	3				10	14
50—64 歳	4		5	6	2	11
65 歳以上	2		1		1	6
年齢不詳						1

第29表

所得に占める漁業経営所得の比率(%)	サンプル数
0	10
1—25	2
25—50	6
50—75	6
75—99	17
100	47
N. A.	1

額、年収に占める漁業所得の比率などを検討しなければならないのであるが、漁業種類の組み合わせ方や漁業生産上の「腕のよしあし」や「あとつぎ」があるか否かなどが大きく作用しているものと考えられる。

次に、所得の構成についてみてみることにしよう。我々は各サンプルに対し、過去一年間の所得が、「漁業経営」

「農業経営」「漁業やとわれ」「漁業外やとわれ」「その他」の五項目によって、どのように構成されているのかを比率で回答してもらおうと共に、それぞれの項目の比率の変化の有無及びその原因について質問を行なった。まず、漁業経営所得の所得金額に占める比率についての集計を示すと、第29表の如くなる。漁業経営所得が所得金額の一〇〇%となるサンプル数は四七サンプルとなり、所得の七五%以上を漁業経営所得に依存しているサンプル数は六四サンプルとなり、全サンプル中の七二%にも達している。ここで、「漁業やとわれ専業」(漁業経営を行なっておらず、漁業やとわれによって漁業と関係しているという意味において「漁業やとわれ専業」とここではよぶ。)の一〇サンプルを除外して考えると、所得の七五%以上を漁業経営所得に依存しているサンプルは漁業経営体の八一%、五〇%以上を漁業経営所得に依存するサンプルは八九%にも達し、家計の漁業への依存度がきわめて高くなっている。この漁業依存度をサンプルの年齢別に示したものが第30表である。「漁業やとわれ専業」の一〇サンプルを除外すると、三〇—三九歳層

第 31 表

	所得に占める比率 (%)					
	0	1 25	25 50	50 75	75 99	100
漁業やとわれ	67	3	5	6	3	4
漁業外やとわれ	70	9	5	3	0	1
その他	77	6	3	2	0	0

に一―二五%の漁業経営依存者がいるのが例外的な現象となっているが、漁業経営依存度が五〇―六四歳層で低下している以外は、どの年齢層にとっても、漁業経営依存度が七五%以上となっているサンプルがほとんどである。

さらに、漁業経営所得の所得全体に占める比率の変化についての回答を集計すると、「増加」二、「減少」一〇、「不変」七四、「無回答」三、となっており、最近五カ年について、漁業経営所得への依存度はあまり変化していないことがわかるのである。

漁業経営以外の項目が所得に占める比率を集計したものが第31表である。ここで「農業経営」の項目がぬけているのは、農業経営を行なっているサンプルが皆無であったからである。漁業経営以外の所得源としては、「漁業やとわれ」「漁業外やとわれ」「その他」と

なるが、全体としてみれば、「漁業やとわれ」「漁業経営」以外の所得の源泉とするサンプル数が多いことになっている。しかし、この中には「漁業経営」を行なわず、漁業と関係するのは「漁業やとわれ」であるというサンプルも含まれているために、師崎の漁業経営体にとっては、「漁業やとわれ」よりも「漁業外やとわれ」への依存の方が大きいといわねばならない。我々は⑤―⑥―①において兼業に関する質問をしているが、その回答サンプル数は次の如くなっている。「農業経営」〇、「その他の自営」九、「民宿」一、「漁業外やとわれ」一六、「遊漁案内業(宿元)」〇、「漁業やとわれ」一一。ここでの「その他の自営」は、水産加工業、小売店、ガレージ、アパート、内職などを含んでいる。「兼業」の内容で最も多いのは「漁業外やとわれ」であり、「漁業やとわれ」がこれに次いでいる。とこ

ろで、ここで注意しておかねばならないことは、漁業やとわれ以外の「兼業」はほとんどが世帯主の妻や祖父母などによって行なわれており、従って、世帯主の意識としては、漁業経営のみで家計を支えている、と考えているサンプルが多いことである。

⑤—6—2において、「あなたは転業することを考えたことがありますか」という質問を行なったが、「転業を考えたことがある」と回答したサンプルは五サンプルにすぎず、他の八五サンプルは「転業」を考えていない。このような結果がでてくることは、師崎の漁業が全体としては少なくともこれまでほぼ安定的に推移してき、近い将来においても、困難な問題があるとしても、全く漁業に絶望するような状況にはならないと考えているからであろう。

(1) 我々の調査が「家計調査」として不完全なことは、「支出」に関して、「漁業経営経費」のみしか問題にしないことからも明らかであるが、本格的な「家計調査」はそれ自体が一つの大きな調査となる性格のものであり、我々の調査は「家計調査」そのものをめざしているのではないことを念のため申し添えておく。

2 漁民の生活の変化

本稿の冒頭において述べた如く、我々は「都市化に伴う漁村の変動」について調査を行なったのであるが、これまで論じてきたところは、漁業経営の実態を多角的に把握することに主力をおいてきた。これまでの漁業経営の実態の検討をふまえて、ここでは漁民の生活がどのように変化してきたのかを、漁民の回答に即して考察しようとするものである。

我々は調査票の⑤—3において次の質問を行なった。

沿岸漁業経営と沿岸漁民の意識

第32表 経済状態の変化

世帯主の年齢	経済状態		
	楽になった	変わらない	悪くなった
15—29 歳		2	
30—39 歳	7	4	9
40—49 歳	16	3	9
50—64 歳	7	13	8
65 歳以上	1	4	5
年齢不詳	1		

あなたの家は、五年前にくらべて経済的に楽になりましたか。

(楽になった 変わらない 悪くなった)

その理由

この質問に対する回答は、

楽になった.....

三二

変わらない.....

二六

悪くなった.....

三一

となつてゐる。この回答を世帯主の年齢別にみたものが第32表である。この第32表によれば、経済状態の変化は年齢層によって若干相違していることがわかる。即ち、三〇—三九歳層においては、「悪くなった」と回答する比率が高いが、四〇—四九歳層においては「楽になった」と回答する比率が高くなる。このちがいは、恐らく子供の就学・就業など世帯員の状態の変化が大きく作用していると考えられる。五〇—六五歳層では、「変わらない」が最も多く、「楽になった」と「悪くなった」とがほぼ同数となっている。しかし、六五歳以上になると、「悪くなった」と回答する者がこの年齢層の半数を占めることになる。

次に、「変化の原因」に対する回答をみると、第33表の如くなる。この第33表は、変化の原因をまず示し、その原因が経済生活を楽にする方向に作用しているのかあるいは悪くなる方向に作用しているのかを示している。そし

第33表 変化の原因

原因	悪くなった	
	悪くなった	良くなった
収入	12	22
経費	9	4
資金	3	4
種類の転換	5	3
形態	1	2
兼業	0	4
就学就業	3	13
障	1	1
変化	2	1
価	23	0

て、回答者の中には、複数の原因を指摘し、しかもその作用の方向が逆である場合もあるため、第33表を読む場合には注意しなければならない。原因別に主なものをみてみると、まず目につくことは、「漁業収入」が原因で「良くなった」とするサンプルが「悪くなった」とするサンプルを上廻っていることである。これは、すでに述べた如く、魚価の上昇によるところが大であろう。次に「子供の就学・就業」などの変化によって、「良くなった」と回答するサンプルが多いことである。このような回答のサンプルは、就学者が就業するようになり、経済的に楽になったと考えているのである。他方、経済生活を圧迫する原因としては、「物価」や「漁業経費」を指摘するサンプルが多くなっている。即ち、支出の面で、生活費および漁業経営のための支出が増大し、そのことが家計状態を悪化させたとする回答である。第33表に示した諸原因がさまざまに作用し、それを総合的に判断したものが、第32表に示したような「楽になった」「変らない」「悪くなった」という三つの回答に分かれているのである。

我々は7-1-1において次の質問を行なった。

師崎全体の所得水準は日本全体の中でどの程度のところにあるとお考えですか。



まず、師崎の漁民が師崎地区の現在の所得水準をどのように意識してい

第34表 所得水準

		10年前との比較			
		向上	悪化	不変	D. K.
水準 現在の所得	比較的よい	12			1
	中位	22	2	8	3
	低い	17	3	3	2
	D. K.	4		2	10

るのかということであるが、回答内容およびそのサンプル数は「比較的よい」一三、「中位」三五、「低い」二五、「わからない」一六、となった。ここでの問題は、漁民が何との対比において師崎の所得水準をはかっているのかということであるが、この点を我々はあまり厳密に考えずに、回答者がどのように回答するかのみを問題とした。そして、二五サンプルが師崎の所得水準が低いと回答していることに注目しておきたい。

現在の所得水準と一〇年前の所得水準を比較した場合、どのように変化してきたのかということに関して、回答は次のごとくなっている。即ち、一〇年前に比して、「よくなった」と考えているサンプル数は五五サンプルであり、逆に「悪くなった」と考えているサンプル数は一六サンプルであった。現在の所得水準に対する回答と一〇年前との比較に対する回答とをクロスさせたものが第34表である。ここで注目しておきたいことは、一〇年前に比して所得水準は向上したと考えているが現在でも所得水準が低いと考えているサンプルが一七あることである。

この一〇年間の所得水準の変化は何によってもたらされたか漁民は考えているのだろうか。「所得水準の変化の原因」に対し五七サンプルが回答しており、その回答内容を示すと次の如くなる。

従事日数の増加（養殖の導入）……………一三

漁法の変化……………八

借り入れ資金の増加	二
観光客・釣客の増加	六
機械化（漁具の改良）	八
扶養家族数の減少	二
よく働く	三
他漁協所属船の入港	一
遊漁船の経営悪化	二
魚価の上昇	八
魚価と物価との差	三

この回答内容からわかるとおり、漁民は我々の「師崎全体の所得水準」に関する質問を「師崎の漁民の所得水準」ととらえて回答している。そして、漁民の所得水準の変化に作用しているものとして、「従事日数の増加」を指摘するサンプルが最も多く、「借り入れ資金の増加」、「漁法の変化」、「機械化」、「魚価の上昇」などを挙げるサンプル数が多い。いま列挙したもののうち、「魚価の上昇」を別にすれば、いずれも、相互に関係がある。師崎における漁民の所得水準の向上は、漁法の変化・機械化、などにより、あるいは従事日数の増加によってもたらされたが、これらをつなげるものとして「漁業金融」が重要な役割を荷ったことを「所得水準の変化の原因」に対する回答から読みとることができるであろう。

次に、師崎内部の所得格差に関する回答を検討しよう。師崎内部において所得格差があるか否かの質問に対し、「格差あり」と回答したサンプル数は七一サンプルで、「格差なし」と回答したサンプルは一三三サンプル、「無回答」が五サンプルとなっており、大多数のサンプルが「所得格差」があると回答している。しからは、所得格差は何にやってもたらされるのか。この点の回答は次のごとくなっている。回答サンプル数は六九サンプルであり、延べ回答数は八二となった。

技術（腕・頭・心臓）の差.....	三一
機械化・大型化・資本規模の差.....	一一
漁業種類のちがい.....	二一
労働力の差.....	五
年齢差.....	一
市場を通さない.....	二
運・不運.....	五
従業上の地位の差.....	四

我々は、所得金額について触れたところで、不十分な点を留意しつつも、主として嘗んでいる漁業種別に所得の差があらわれるのではなく、同じ漁業種類の内部において、あるいは年齢層別に所得金額に差が生じてくることを指摘した。この「所得格差の原因」に関する回答で最も回答数の多いのは「技術の差」となっており、この「技術の

「差」は同一漁業種類内部での所得金額の差を説明する一つの要因となろう。「技術の差」について重視されているのが「漁業種類のちがひ」である。所得金額の分布を検討した際の我々の指摘とは一見矛盾して来る。しかし「所得金額」について触れたところでは所得金額を漁業収入のみとしたわけではなく、漁業種類に関しては「主とする漁業種類」によってサンプルを分類した。師崎においては大多数のサンプルが複合操作を行なっているために、「漁業種類のちがひ」によって所得格差が生じるとする回答を厳密に解釈すれば、「漁業種類」によって漁業所得に格差があり、しかも「漁業種類」の組み合わせいかにによって所得格差が生じてくるということになるであろう。

さて、我々は7-1-1-3において次のような質問を行なった。

師崎の人々の生活様式は、一〇年前と比べて変化しましたか。

1 変化した 具体的に

2 変化しない

この質問に対する回答は、生活様式が「変化した」八五サンプル、「変化しない」三サンプル、「無回答」一サンプル、となっている。八五サンプルが「変化した」と回答しているが、そのうち七七サンプルが「変化の内容」について回答している。その回答内容を示せば以下の如くなる。まず収入の点についての回答内容をみてみよう。漁業生産の面での変化によって、即ち漁船の大型化・漁法の進歩・新たな漁業種類の導入などによって、漁業所得の向上を指摘するサンプルが四サンプルあった。また、労働時間が長くなった、あるいは短かくなったとするサンプルが二サンプルあった。さらに、主婦などのパート勤務の増加によって、家計が豊かになったと回答したサンプルが五サンプル

あった。そして、単に「収入の増加」のみを指摘するサンプルが二サンプルあった。ところが、この収入の面に大きく作用するものとして、漁協の貸付について言及するサンプルが一〇サンプルあった。この「漁協からの借入」は、漁業生産手段の改善や住宅の新築・改築、その他の耐久消費財の購入などと関連するものと思われるが、「漁協からの借入」によって、従来にみられなかった生産や消費の活発化がもたらされたと考えられる。

次に回答内容が支出面における変化について言及している回答をみてみよう。消費生活の変化を指摘する回答が、この「生活様式の変化」に対する回答の中で最も多くなっている。消費生活の変化に関して、その変化を具体的に述べている回答は次のようなことを指摘している。「服装がよくなった」、「食物がよくなった」、「自動車をもたない家はほとんどない」、「テレビ、クーラーなどの電化製品をもつようになった」、「耐久消費財を買いやすくなった」などが消費の変化であり、これらの点について言及した回答延べ数は五五サンプルに達した。このような消費生活の具体的な変化については直接触れず、消費生活を総体としてとらえ、その変化を指摘する回答は、「贅沢になった」、「派手になった」などであり、また「漁民は金使いが荒い」といった回答もみられた。このような回答延べ数は二九サンプルであった。さらに商業慣行として「益・暮の決済から日々の現金決済に変わってきた」と指摘する回答が三サンプルあった。また、「旅行にゆけるようになった」と一サンプルから回答があった。これらの変化は、所得の上昇を背景とした変化であると考えられるが、「豊かになったから派手になったわけではない」という回答が一サンプルからでている。しかし、ここでは、一応消費生活における向上がこの一〇年間にみられたと考えておく。さらに、「昔は、小学生の服装にも差があったが、今はちがう」という回答があり、このことは、消費生活における平準化がみら

れたことを意味しているであろう。従って、全体としては、消費生活の向上と平準化という現象があり、このような事態を多くの漁民は「贅沢になった」「派手になった」と意識しているものと思われる。

収入や支出の面のみでなく、より広く生活環境の変化について言及した回答もみられた。即ち、「家を新築できるようになった」「台所・トイレなどが改善された」「水道が入ってよくなった」などである。このような回答が一三サンプルから寄せられた。また、五サンプルからは「便利になった」「文化的生活をしようになった」という回答があり、さらに、「生活水準が上昇した」「生活が楽になった」という回答を六サンプルがしている。「都市における生活様式とあまり変わらない」という回答も三サンプルから出されている。従って、一〇年前と比較した場合、師崎での生活様式は色々な意味で「都市的」になったと多くの回答者は意識していると考えてよいのではないか。

3 工業化に対する漁民の反応

師崎は知多半島の南端に位置しており、名古屋市の中心部から約五〇キロメートルの距離があり、しかも、大規模な工業地帯に隣接しているわけではない。ところが、知多半島の北部・中部には、名古屋南部臨海工業地帯、衣浦西部臨海工業地帯が造成され、また、三河港の工業地帯造成が進行しているのである。これらの工業化の進展は何らかの形で師崎の漁業と関連を有することになるであろう。このことに関して我々は次の質問を設定した。

⑦-2 衣浦、東三河の工業開発が進展した場合、師崎にどのような影響があらわれるとお考えですか。

この質問項目に対し「無回答」であったのは二サンプルにすぎず、残りのサンプルから実にさまざまな回答が示され

た。回答内容を分類すると次の如くなる。

漁場が縮小する……………	一一
魚への影響がでてくる……………	五
海が汚染される……………	四五
大型船の航行による被害がでてくる……………	七〇
漁業がだめになる……………	一一
工業化には反対だ……………	七
反対運動をした……………	六
雇用の拡大……………	四
影響なし……………	四
その他……………	一

衣浦・東三河の工業開発の進展に対し、ほとんどのサンプルが影響を被ると回答していることになる。回答数の上で最も多いのが「大型船の航行による被害がでてくる」という回答である。これは、衣浦・東三河の開発の進展によって、「師崎水道」「伊良湖水道」を航行する大型船舶が多くなり、それによって、「衝突の危険が増大」したり、「網を切られたり」、「操業中に大型船が航行する場合には漁船が操業を中止して避けねばならず、漁業にとって大きな支障となる」などの被害がますます増大することを漁民は指摘しているのである。このような漁船と一般船舶との関係は、

基本的には「漁場」と「航路」が同一海面をめぐって競合していることに由来している。そして、問題は、一般船舶の航行量が増加する傾向にあり、航行量が増加してくれば漁業を操業することが物理的に不可能となる海域すらでてくるおそれすらあることである。そのための対策としては「航路」の代替として人工漁場を造成することや、より現実的な方法としては、漁船が多数出漁している時間帯を一般船舶の方が避けることもある程度可能であろう。⁽¹⁾ いずれにしても、現在の師崎の漁民にとって、衣浦・東三河の開発問題は、何よりも船舶航行による漁業被害問題であると把握されている。

「工業開発」に対する漁民の回答の中で、「船舶航行」について回答数の多いのが「海の汚染」についてである。工業開発の進展は、「赤潮の発生」「廃液・汚水の増加」などによって「海を汚染し」、この「海の汚染」が漁業生産にとって重大な障害になると漁民は考えているのである。そして、衣浦・東三河の工業開発が必ず「海を汚染する」ことになるかと考える者が大多数であるが、回答者の中には、少数ではあるが、「将来汚染されることになるかも知れない」という程度に意識しているサンプルもある。

工業開発による「漁場の縮小」を指摘した回答は、単に「漁場の縮小」あるいは「漁場をとられる」というレベルにとどまらず、「藻場が減少することによって魚が少なくなる」ことを心配している。また、「魚への影響」としては、工業開発の進展によって「油臭い魚」が出現するようになることを懸念すると同時に、「三河湾への魚の回游が減少」することを指摘している。

以上のような具体的影響について言及したのではなく、工業開発が「漁業をだめにする」という回答は、いま述

べたような諸々の影響を総合的に評価したものであろう。このような評価は、「養殖がだめになる」とか、「一本釣がでなくなるとか」「沿岸漁業はつぶされる」などの回答となっている。

ところで、戦後の大規模工業開発はほとんどの場合、海面埋立による工業用地造成という方法をとってきた。埋立は、漁場の縮小・漁場条件の変化などをもたらし、また、造成用地に立地する産業いかなによって海の汚染とも関係するために、その海面で漁業を営んでいる漁業者は「埋立」をきわめて深刻に受けとめている。我々の「衣浦・東三河の工業開発の影響」に関する質問に対し、回答数で最も多かったのが「船舶航行による被害」であり、次に多かったのが「海の汚染」であった。そして、「漁場が縮小する」という回答数は比較的少数であった。師崎の漁民にとっては、「衣浦・東三河の工業開発」に伴なう埋立に関しては直接的当事者ではなく、そのために工業開発に対する反応は、工業開発それ自体というよりも、工業開発の進展に伴なう間接的な影響、あるいは予想される影響を通じて、否定的にとらえている、ということができないのではないか。

工業開発の影響に関して述べるだけでなく、工業開発に対する自己の態度を示したものが、「工業化には反対だ」「反対運動をした」などの回答である。しかし、「大型船の通航に反対したが、反対してもムダだ」というあきらめの態度を示したサンプルもみられた。

以上のような漁業への影響とは別に、工業開発による「雇用の拡大」を指摘するサンプルもみられた。しかし、「雇用の拡大」によって、現在の中核的漁業労働力が漁業から流れ出るとは考えておらず、「若い人が労働力として出てゆくかも知れない」といった認識をしているし、「漁業がだめになり、自分が工場勤めをしなければならなくな

るのは困る」という回答もみられ、工業開発に伴なう「雇用の拡大」に対し、漁民は自分の問題として考えてはおらず、むしろ無関心であると考えてよからう。

「工業開発」の影響について、多くのサンプルが「海の汚染」を指摘していたのであるが、我々は「海の汚染」に関して次のような別箇の質問を行なった。

⑦—5 海の汚染、その影響、その原因などについておきかせ下さい。

この質問に対する回答を「汚染の状態」「汚染の影響」「汚染の原因」の三点について別々に集計してみた。

まず「汚染の状態」についての回答をみてみよう。回答者数は八二サンプルであった。そしてその回答内容は次の如くである。

- 汚染が進行している……………三九
- 以前と変わらない……………五
- 汚染はよくなった……………一〇
- 汚染はみられない……………一五
- 汚染されている……………一三

この回答内容から、「汚染されている」「汚染が進行している」という二つの回答が圧倒的に多く、師崎の漁民は現在の三河湾・伊勢湾が汚染されていないとはあまり考えていない。だからこそ、すでにふれた如く、「工業開発」の問

題に関して、「海が汚染される」ということを予測するサンプルが多かったのであろう。

「海の汚染」は師崎の漁業にどのような影響を及ぼしているのであろうか。「汚染の影響」に対する回答者数は五〇サンプルであるが、その内容は次のようになっている。

生産量の減少.....	一四
生産物の品質へ悪影響.....	一六
魚価にひびく.....	一六
操業妨害となる.....	四
漁場条件の悪化.....	八
マスコミの過大な報道は困る.....	二
この回答内容から、「汚染」が漁業生産に対しさまざまなレベルで影響を与え、最終的には漁業所得の減少につながる事がわかるのである。しかし、回答者数が比較的少ないことは、汚染の影響がきわめて深刻な事態にまで立ち至っているわけではないことを表わしているのかも知れない。ただ、逆に、現在でも影響を被っているために、これ以上汚染が悪化する方向は阻止したいとする考えから、「工業開発には反対だ」といった態度がでてくるのであろう。「汚染の原因」について漁民はどのように観察しているのであろうか。その回答は次の如くである。	
工場からの排水.....	二八
都市下水.....	九

水産加工場の排水	四
船舶からの排水、船舶座礁	九
埋立	五
底びき網・のり養殖	三
規制により改善された	四

この回答は、汚染の原因が、工場や船舶からの排水、都市下水など漁業外部からもたらされることを示していると同時に、漁業の内部にも汚染の原因があることを示している。漁業外部からの汚染の原因として最も重視されていることは「工場からの排水」であり、これが「ヘドロ」となって海底に沈澱していること、などが回答されている。また、「オイル・ショック」の質問項目を扱った際にも回答者が指摘したことであるが、昭和四八年五月に発生したタンカーの衝突事故による漏油⁽²⁾によって、師崎の漁民は直接的被害を受けたことがここでも語られ、タンカーの航行量が多くなることに対して特に神経を使っているのである。さらに、「都市下水」による汚染を指摘しているが、この中には、洗剤の汚水やビニール製のゴミなどが汚染の原因であると共に操業の支障となることなどの回答がある。そして、「汚染の原因」とは直接関連しないが、「規制の強化により汚染が改善された」とする回答がみられ、師崎の漁民が操業している海域の汚染は、回復不能な状態に陥っているとみているわけではない。「漁場条件」の項目について言及した時にも触れたが、今後、漁場の価値を高める方策をとらねばならないのであるが、この漁場の価値を高める観点から、海の汚染を改善してゆくことが重要な政策的課題とならねばならない。

- (1) 伊勢湾海難防止協会『伊勢湾、三河湾内の漁場と航路との関係に関する調査研究報告書』、昭和五〇年、一六頁、二四頁。
- (2) このタンカー事故に関して次のような叙述があるので、多少長文になるが引用してみよう。(昭和四八年)五月三日深夜、伊良湖水道を北航中の小型タンカー日聖丸(七九一トシ)が西ドイツ貨物船メリアン号に追突されて沈没し、乗組員五名の犠牲者を出した。

この事故のため満載していたC重油(一八六九kl)が大量に流出し、それが渥美半島尖端から知多半島尖端に至る一帯に漂着し、さらには一色町地先からはるか伊勢・志摩方面にまで達した。このため伊良湖周辺では、わかめ等の草類、貝類、養殖のりに壊滅的被害をもたらし、南知多町沿岸では小型定置網に被害をもたらしたほか、流出油の周辺海域を漁場とする中型まき網、小型底びき網漁業等は休漁さえも余儀なくされた。(東海農政局『高度経済成長下にたどった愛知県漁業の動向』、昭和四九年、三頁。)

VI 今後の師崎漁業

漁業生産は年々の変動が激しく予測しにくいものであるが、師崎における漁業生産は、漁獲量の伸び悩み、漁場条件の悪化、汚染の進行、航路と漁場との対立などさまざまな問題をかかえており、「今後の師崎漁業」を展望することは不可能に近い。我々は調査票のしめくりとして「最後に沿岸漁業の将来性について、どのようなことでも結構ですからお考えをおきかせ下さい」という質問を行なった。この質問に対する回答を検討しながら、今後の師崎漁業を考えてゆくこととする。

まず、沿岸漁業の将来性に対し何ら不安をもたず、「将来性は明るい、希望をもっている」「今後も発展する可能性がある」といった回答は二サンプルから出されているにすぎない。これに対し、漁業種類別にその将来性について言及したサンプルがみられた。たとえば、「一本釣は伸びないだろうが、しらすは伸びる」といった回答や「高級魚を中心として発展してゆくだろう」といった回答がそれである。その他のサンプルの多くは「不安」を感じ、あるいは要望を出し、あるいは具体的な提案を試み、対策を講じなければ、漁業の先行きは暗いと考えている。沿岸漁業の将来性を「暗い」と回答したサンプルは、たとえ将来性が明るいとはいえなくとも現状のまま推移すると考えるサンプルと、「暗い」からどうすべきだ、どうして欲しい、という回答をするサンプルとに分かれる。前者の例としては、「将来も今の状態のままだろう」、「これからも変動があるかも知れないが、今まで生活を維持してきたのだから、順調にやってゆけるのではないか」、「こんなに魚をとっているといつまで漁業が続くか不安だが、その日その日をやっけてゆくよりほかない」などの回答がある。後者の場合には、先行き不安の原因については、「工業開発のための埋立」「船舶やとるべき方向について述べるものとに分かれている。先行き不安の原因としては、「工業開発のための埋立」「船舶航行」「汚染」「網漁業による乱獲」「漁業者数が多く競争が激しいこと」などが指摘されている。希望する対策としては、「築磯をもっとやって欲しい」「魚礁をふやして欲しい」「新漁場を開拓」「稚魚・種苗の放流をやって欲しい」「流通機構を改善して欲しい」などの要望が出されている。「とるべき方向」としては、「養殖を中心にし、ふやす漁業へと転換すべきだ」という回答や「海の資源を守るよう漁業者の間で相談すべき」であり、「休漁日を設けて海を休ませねばならない」といった意見や、「沖へ出てゆかねば、将来は暗い。親からして子供を漁業のあとつぎにさせ

まいとしているが、今は冒険が必要なときである」という沖合への進出、あるいは「船の大型化と機械化」によって困難な状況を打破しようとしている。これらの回答例は、漁業の将来を「暗い」と表明してはいるが、漁業の将来に絶望しているわけではなく、最悪の場合には、即ち諸対策・諸提案が不発であっても、現状はほぼ維持できると考えているのではなからうか。

これに対し、漁業の将来に全く見切りをつけ、転職を考えているものや「観光開発に力を入れた方がよい」とするサンプルが少数みられた。また、「先のこととはわからない」「年が明けてみないと先のこととは何ともいえない」といった回答もみられた。

以上のように、「沿岸漁業の将来性」に関してさまざまな回答が寄せられたのであるが、これらの回答をみる限り、師崎の漁業が近い将来において衰退する方向を辿るとは考えられない。たしかに、これまで色々な角度から論じてきたように、困難な問題が師崎漁業には山積している。しかし、これらの諸問題を少しづつではあるが解決し、現状を維持し、さらに発展させる潜在的なエネルギーを師崎の漁業はもっているのではなからうか。師崎の漁民、漁協、そして行政の力が結集され、創意工夫がなされることによって、師崎の漁業が発展してゆくことを我々としては願わずにはいられない。

(昭和五二年一月一八日 受理)

付録

都市化に伴う漁村の変動に関する調査

お 願 い

私たちは、一橋大学社会学部；依光ゼミナールの学生です。私たちは、今回、都市化・工業化の社会的影響についての調査を行う計画です。

今回はまず、漁業の実態、漁業の動向、地域の社会的経済的構造、地域開発などに関する御意見等について、調査を行うことに致しました。調査の結果は、統計の形で利用し、個人のお名前が出て、御迷惑をおかけすることは、決してありません。

なお、この調査は、師崎地区の漁民の方々の中から、くじ引きで選んでお願いすることに致しました。お忙しいところ、ご迷惑と存じますが、よろしくお願い致します。

昭和 51 年 8 月

一橋大学社会学部 依光ゼミナール

(TEL) 0425-72-1101

(内線) 561

世帯番号

チェック1	チェック2

漁家調査票

一南知多町，師崎地区一

調査員	

訪問日時

	月日	時間	備考
1			
2			
3			

調査不能の場合の理由

--

一橋大学社会学部

依光ゼミナール

1 世帯員調査表

	氏名	続柄	生年	性別	学歴	職業			他出者					転入者			
						業種名 (事業所)	勤務地	勤続年数	他出年	他出先	現職	他出前の職業	他出の理由	送金の有無	転入年	転入の理由	転入前の職業
1																	
2																	
3																	
4																	
5																	
6																	
7																	
8																	
9																	
10																	
12																	
13																	
14																	

2 家の歴史

- いつ頃、どこから来住されましたか。
(明・大・昭)____年; _____
- 来住されたのはどなたですか (○印), また漁業をはじめられたのはどなたですか (△印)。

- | | |
|-------------|------------|
| 1. 現世帯主 | 2. 現世帯主の父母 |
| 3. 現世帯主と祖父母 | 4. その他() |

- ここに来住されることになった理由は何ですか。

- あなたの家の本家にあたる家や分家にあたる家がありますか。
1. ある 2. ない

- 本家・分家といった関係はどのような形で続いていますか。

- あなたの家にとって重要な問題が生じた場合、相談したりする家がありますか。また、その家とはどういうご関係ですか。

注) 親ウケ(カネ親, エボシ親, 親方)などについて。

- 将来、家族とともに移住する意志をおもちですか。

- 移住したい
その理由_____ 移住先_____
- 移住しない

- 現在居住しておられる土地・家屋について

- 土地
(1) 個人所有(取得年次____年) (2) 借地(いつから_____)
- 家
(1) 持家(建設年次____年)(増改築____年)
(2) 借家(いつから_____)

3

諸団体について

あなたとあなたの家族の方は師崎のさまざまな団体に加入しておられると思いますが、加入しておられる団体の名称、加入者、団体役員の実験の有無についておきかせ下さい。

	団体名	加入者氏名	役員経験の有無と役職名	備考
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				

参考 漁業協同組合、農業協同組合、消防団、青年団（若い衆、若連）、婦人会、部落会、老人クラブ、講
 漁業生産組合、しるめ（しらす）組合、わかめ組合、のり組合、ちょうちん（一本釣）組合、もぐり組合、遊船組合、キス網組合

4

漁業経営について

1. あなたの家の組合員はどなたですか。

	氏名	出資口数	氏名	出資口数
正組合員	1. _____	_____	2. _____	_____
	3. _____	_____	4. _____	_____
準組合員	1. _____	_____	2. _____	_____

2. 漁船の所有および使用について

	船名	トン数	購入年次	漁業種類
無動力船	/			
船外機付船	/			
動力船				

3. 漁船建造（購入）の際の資金調達について

3-1 借入および返済の方法

3-2 頭金の積立て方法

4. あなたの家で営んでいる漁業についておきかせ下さい。

		営んでいる 漁種に○印	魚種	漁期	日数	海上従 事者数	経営形態 (自営, 共同)	いつから 始めたか
小型底びき								
船 び き	バッチ							
	しらす							
刺 網								
釣	一本釣							
	遊 漁							
は え な わ								
採 貝 草								
タ コ ツ ボ								
の り 養 殖								
わかめ養殖								

4-1 最も漁獲金額の多いものは ◎

4-2 あなたの家の漁業生産は最近5年間に変化しましたか。

増えた漁業 1. _____ 2. _____

減った漁業 1. _____ 2. _____

4-3 変化の理由について

1. 漁場条件の変化 _____ 2. 漁場の整備 _____

3. 漁法の変化 _____ 4. 資本投下 _____

5. 労働力 _____

4-4 あなたの家の漁業経営に対して、オイル・ショックはどのような影響を与えましたか。

5. 共同経営の場合、船の所有形態、使用方法などについておきかせ下さい。

	漁業種類	共同経営者数	出資の方法				配 分			従業者数	いつから	備考
			船	資金	労働	漁具	平等	歩合	資金割			
1	しらすき船びき											
2	パッチ網											
3	のり養殖											
4												
5												
6												

5-1 なぜ共同経営を行うことになりましたか。

5-2 共同経営はうまくいっていますか。

(1) うまくいっている (2) 問題がある

その内容を具体的に

6. 漁業経営の見とおしについて

6-1 あなたの家の漁業経営で、いま何が問題となっていますか。

- (内容) (1) 漁業資金 _____ (2) あとつぎ _____
 (3) 労働力不足 _____ (4) 魚価、市場 _____
 (5) 漁業資材 _____ (6) 漁場環境 _____
 (7) 漁場管理 _____ (8) その他 _____

6-2 あなたの家の今後5年間ぐらいの漁業経営の方針についてお聞かせ下さい。

注) 漁業種類、漁船、従事者数、共同経営など

6-3 あなたの家には漁業経営のあとつぎになる人がいますか。

1. いる 2. いない

5 漁家の家計について

1. あなたの家の年収はおよそどのくらいですか。
 1. 100万円未満
 2. 100万円— 150万円
 3. 150万円— 200万円
 4. 200万円— 250万円
 5. 250万円— 300万円
 6. 300万円— 400万円
 7. 400万円— 500万円
 8. 500万円— 750万円
 9. 750万円—1,000万円
 10. 1,000万円以上(円位)
2. あなたの家の所得の構成について

収入源	過去1年間の割合	最近5年間の変化	変化の原因
漁業経営		増・減・不変	
農業経営		増・減・不変	
漁業やとわれ		増・減・不変	
漁業外やとわれ		増・減・不変	
その他		増・減・不変	

3. あなたの家は、5年前にくらべて経済的に楽になりましたか。
(楽になった 変らない 悪くなった)

その理由

4. あなたの家の総支出に占める比率をおきかせ下さい。
 1. 漁業経営関係費(自家労賃はのぞく) _____割
 2. 漁業経費のうち大きなものは何ですか。(1) _____ (2) _____
5. 漁業経営のための借入金はどのくらいありますか。 _____円
6. 兼業について
 - 6-1 現在、あなたの家では漁業経営以外の兼業をしていますか(やっているものに○印)

(1) 農業経営

地目	所有面積(反)	主な作物	目的
田			自家用・販売用
畑			" "
山林			" "

- (2) 水産加工業 業種_____ 従業者数_____人
- (3) 民 宿 業 収容人数_____人
- (4) 漁業外やとわれ 業種_____ 就業地_____
- (5) 遊漁案内業(宿元) 世話する漁船の数_____
- (6) 漁業やとわれ

6-2 あなたは転業することを考えたことがありますか。

(1) ある

その場合、どのような業種、雇用形態、就業場所が考えられますか。

(2) ない

7. 漁業やとわれについて

誰が	誰に*	どこで	どの漁種	期間	漁やとわれ主・業従	賃金の形態

* 雇主は毎年一定しているか、いないか。

6 漁業をめぐる諸問題について

1. 領海12海哩，経済水域200海哩がきまると，あなたの家の漁業経営にどのような影響がありますか。

2. さまざまな漁業政策のうち，次のものに関して，ご意見をおきかせ下さい。

2-1 沿岸漁業構造改善事業

2-2 漁業近代化資金

2-3 県または漁協の漁場管理の方針

(1) 地先漁場

(2) 沖合漁場

注) 地先漁場：養殖，採貝草，釣，

沖合漁場：漁船漁業，釣

3. あなたは個人としてどのような漁業政策を希望しますか。

4. 漁協の運営に関して、ご意見をおきかせ下さい。

7 地域社会の経済状態

1. あなたの住んでいる師崎全体の経済状態について

- 1-1 師崎全体の所得水準は日本全体の中でどの程度のところにあるとお考えですか。

1. 現在 _____ 2. 10年前 _____

3. 変化の原因 _____

- 1-2 師崎内部における所得の格差についておきかせ下さい。

(1) ある (2) ない

(2) その原因は何ですか。

- 1-3 師崎の人々の生活様式は、10年前と比べて変化しましたか。

1. 変化した 具体的に _____

2. 変化しない

2. 衣浦、東三河の工業開発が進展した場合、師崎にどのような影響があらわれるとお考えですか。

3. 大型フェリーの就航は師崎に利益をもたらしていますか。

4. 海水浴客や釣人が師崎を訪れると思いますか、これらの人々に対してどのようにお考えですか。

5. 海の汚染，その影響，その原因などについておきかせ下さい。

6. 以前にも町が海を埋立てて宅地などを造成したことがあります，あなたは，これについてどうお考えですか。

7. 町の発展を図るために，あなたは何が最も有効な方法だとお考えですか。

- 8 最後に沿岸漁業の将来性について，どのようなことでも結構です，からお考えをおきかせ下さい。